

## 第6章 広報

支援センターからみなさまへの発信

## ふくしま支援センターニュース つながり No.1

ひとりじゃないよ！ 信じあい 助けあいながら

2011年4月11日発行：JDF 被災地障がい者支援センターふくしま  
住所 〒963-8024 郡山市朝日2丁目21-10 YKビル102号 TEL/FAX 024-925-2428  
メール shienfukushima2011green☆yahoo.co.jp

日本障害フォーラム（JDF）は、4月6日に郡山市にJDF 被災地障がい者支援センターふくしまを開設しました。開所式には、東俊裕（内閣府障がい者制度改革推進会議室長）や福島県と郡山市の障がい福祉課や地元の支援団体や施設、JDF 幹事など約60人の出席があり、地元新聞などの取材もありました。9日（土）には蓮舫内閣府特命担当相が訪れ、JDF 被災地障がい者支援センターから現場の要望を手渡しました。

### 調査累計（4月9日現在）

障害者支援事業所	避難所	個別相談対応数	電話相談
39カ所	83カ所	90件	15件

### 障害福祉 事業所調査結果 3/19～4/2（第1次報告）

相双地域、いわき地域は直接訪問。その他の地域については電話連絡などで全県の小規模作業所や地域活動支援センター等の調査を実施しました。入所施設、通所施設は自治体提供情報や知的障害者関係団体調査資料より。

- 85カ所中 85カ所から回収（回収率100%）
- 建物被害 半壊14カ所、影響なし71カ所
- その他（建物、ライフライン、交通アクセス以外）困りごと
  - 原発事故による避難地域指定のため、開所の見通しがたたない
  - 原発事故で集団自主避難しており、今後どうしたらよか不安
  - 家族がバラバラに避難しており心配 ・ 県外避難者の心身の状況が心配
  - 職員も避難しておりスタッフ不足 ・ 放射能により作業種目である農業が開始できない
  - 情報が少ない ・ ガソリン不足で開所できない ・ 精神の方の薬の入手が難しい
  - 下請等、仕事がなくなり収入減 ・ 今後の見通しもたたない
  - 津波で手作業のすべての機械・車が使えない

### 避難所調査（県北、県中、県南、会津、南会津地域）

浮かび上がってきた問題など（キーワード）

- 生活費が底をついた。利用料が払えない
- 避難所生活は続けられない。親の介助で、周りにも迷惑、疲れた
- 精神障がいがある人について、定期通院、服薬が不安定
- 将来の見通しが見つからない
- カップラーメン以外のものが食べたい



### これまでの訪問活動日誌から…

#### 作業所・事業所

- 【再開のめどがたたない…】原発 30 キロ屋内待機指示地域の 2 事業所の利用者の多くは、避難所生活の継続が難しく自宅に帰ってきている。複数事業を行っている法人の事業所は、40 人の利用者の内 19 人が在宅生活を送り、11 人の職員の内 8 人が県外で避難所生活、3 人が出勤可能という状況でも再開を決意しスタートしようとしている。しかし、行政は再開には責任はもてない、と継続事業の承認は未定の状況になっている。

#### 物資提供

- 【車】津波で職員と施設の車が 9 台流された事業所へ、全国の関係団体の呼びかけで 2 台の提供の申し出があり、昨日、熊本からの申し出があった一台を贈呈した。その他の生活用品も一緒に。全国からの支援に感謝しておられた。
- 【水】製造機器の使用ができなくなり、まだライフラインが回復していないパン製造事業所に全国から届いた水を届けた。
- 食料物資は一定届くようになってきているが、カップラーメン、レトルトなどが多く偏っている。しかしお世話になっているので要望を言いにくい。栄養バランスのある食生活確保のための手立てを打つことが急務の課題。

#### 状況

- 人口透析中に被災、8 名の家族がばらばらで避難、2 ヶ所の避難所に分かれての生活になっている。週 3 回送迎ボランティアで生活している。
- 全体的には、初動時の「救急」「救済」的要望から、安定的生活の復元、生活の安定、作業所等の再開、将来への生活展望などの不安の訴え、要望が多くいよいよ第 2 ステージに入ってきたことを実感する。そこへ、福島県の被災者は「原発」被害が被り不安を拡大、助長している。

### 「蓮舫内閣府特命担当相へ現場からの要望を手渡し」

9 日（土）に蓮舫内閣府特命担当相が JDF 被災地障がい者支援センターを訪れました。同センターからは避難した障がい者の現状を報告。現場からの要望（10 項目）を手渡した。

村木厚子内閣府政策統括官（共生社会担当）も来県に同行していました。蓮舂内閣府特命担当相は、「震災や津波、福島では原発と大変な災難の中で障がいをもっている人たちが大変な思いをしている。災害弱者とされている人たちに本格的に支援をしなければいけない」と話しました。



#### 現場からの要望（10項目抜粋）

1. 避難所などでの健康に配慮された食事提供
2. 非難勧告が出た地域の人たちの指定避難所までの移動支援
3. 手帳などがなくても、必要な時に必要な場所でサービスが受けられるよう
4. 必要に応じて政府の権限で在宅障がい者の名簿を提出してほしい
5. 障がい者数に応じた仮設住宅のバリアフリー化、新しいまちづくり創りにはユニバーサルデザインに基づいて
6. 医療現場等への配慮および支援
7. 障がい特性に配慮した支援を避難所に
8. 支援組織に対し、助成制度を早急に
9. 原子力発電所の事故に関する情報の開示
10. 障がい者の災害対策を障害者基本法に盛り込んでほしい

### 第一ステージ

1. 安否確認と被災状況調査（各団体加盟事業所中心）
  - 聞き取りの中で分かったことは地域が限定された。浜通り地区への支援
  - 浜通りに拠点を設置：相馬ひまわりの家・いわきけやき共同作業所（北）、自由空間（南）

### 第二ステージ

1. 物資搬入とニーズ調査。事前のニーズ調査に基づいた物資搬入と直接聞き取り
  - いわき市、相馬市は徐々に物流が回復。南相馬市は物流が回復せず。
  - 南相馬へ拠点設置:デイさぼーとぴーなっつ（原町区）
2. 南相馬に障がいをもつ人が在宅のままいることが分かる。デイさぼーとぴーなっつが支援。
  - 団体に加盟していない事業所への物資搬入と直接の聞き取り
  - 支援センターふくしまへの相談。いわき、相馬の拠点へのネットワークづくり

### 第三ステージ

1. 避難所への支援センターの周知とニーズ調査
  - 避難指示地域を中心とした避難所で生活をする障がいを持つ人たちのニーズに相談支援事業所と連携して対応をした。
  - 避難所に障害を持った方々の姿が思いのほか少ない。軽度の方は何名かいました。障害の重い人はどこにいるのか。
  - 南相馬に避難していた障がいをもつ人たちが戻りはじめる。避難所での生活にかなりの困難が生じる。
  - 新たに避難指示地域の設定。飯館村、川俣町の障がいをもつ方から避難手段や避難先での生活に不安の声が届く。

### 第四ステージ(予定)

1. 新たな避難指示地域に住む障がいをもつ方の避難手段と避難先の確保と紹介
2. 他とのつながりがほとんどない在宅の障がい者の安否確認とニーズ調査
3. 第2次避難所への支援センターの周知とニーズ調査

## 個別実態把握状況

- 60代女性 人工関節 ベッドなく寝起き大変。以前から通院しているいわき市内に住む場所が欲しい→その後連絡をするが避難所を移転されている。
- 70代男性 聴覚 補聴器の補助金もつかず、収入も少なく買えない
- 関節が痛い。しばらくは薬もない。痛みが強かったが、医師が来たため、薬もらい今は楽。次の避難所に行ってほしいと言われるが、今後のことも分からず、もう少しここにいたい。二本松市内に居住希望
- 60代男 アルコール依存症 避難所にはおらず、自宅にいる。人づきあい少ない。物置のような建物に住んでいる。通院はしていない。安否確認をしてほしい →郡山市地域保健課へ連絡。保健士が訪問予定。
- 40代女 下肢 自宅が半壊。避難所内の移動、トイレ等が不便→後日連絡するが避難
- 10代男 重度重複 集団生活が長期化することで、周囲から心ない言葉をもらうことがある。
- 50代女性 左半身麻痺 自宅が自主避難区域。避難所の風呂に椅子があれば危険なく、1人で入れる。男女で時間が分かれているため、家族介助が難しい。息子が知的障がい。時々遠くに行ってしまうので心配。→相談支援員に報告。
- 30代男性 上記女性の息子 避難所での生活は眠れない。家に残した犬・猫が心配。早く家にかえりたい。
- 30代男性 知的 1日なにもすることがない。作業所に通えない。家に帰りたいが帰れない。
- 30代女性 アルコール依存症 埼玉へ4月転居の予定だが、引き続き福祉サービスが受けられるか。入院中で、リハビリ訓練中だったので、埼玉で治療の継続ができるのか。→相談支援員に報告
- 女性 多発性硬化症 移動先で医師の診察が受けられるか、薬をもらえるか心配。
- 女性 精神 通っていた作業所の仲間のことが心配。作業所に連絡するがつながらない
- 50代女性 精神 服薬をしていたが、本人が嫌 毎日たいくつ。夜眠れず、避難所を夜歩き、戸の開閉がうるさいと苦情。現在は家族で個室にいる。病院につながっていない。
- 50代女性 精神 余震が恐く、夜は自宅に帰るが、日中は避難所に来ている。避難者ではないため、昼に避難所にいることに遠慮がある。
- リウマチのためプレトニン服用。抗体低下。感染症がこわい。原発が不安
- 入所施設利用者 避難先を転々としてきた。
- 60代女性 難病 特定疾患の手帳を紛失。家族でもいいので、手続きをしてほしいと言われるが、家族も障害があり、難しい。→その後連絡をするが避難所を移転されている。

- 90代女性 被災前は杖で歩行をしていたが、被災後車いす。娘：このまま寝たきりにならないか心配。本人：早く家に戻りたい。
- 不明 糖尿で退院したばかり。避難所の食生活ではまた悪化してしまうかも。
- 農家の方 当分はと言われるが、当分が長い。あきらめとくやしい気持ちが半々。二次避難をするが、その後の見通しもたたない。
- 40代女性 てんかん 避難時に薬手帳を持参したため、薬をもらうことができた。障害のことを受付の職員にも伝えているが、体育館を歩きまわたりすることで、周囲から白い目で見られる。地元に戻れないと何をすればよいかわからない。地元に戻り、仮設住宅からでも稲作を始めたい。
- 不明 旅館に移動が始まっているが、情報が入らなくなるのではと不安。持病があるため食事内容で病状が左右される。お世話になっているので、これ以上の願いはできずにいる。入浴・洗濯にもお金がかかり、先が見えないのが不安。
- 60代女性 身体 5か所目の避難所。別の避難所で役場の人に健常者も障害者も大変なのは同じだと言われ違和感を感じる。先の見通しがみえず、いつまでこの生活が続くのか知りたい。
- 不明 統合失調症 被災時入院中。持病があるため郡山の病院に転院後、現在の避難所へ。医療費はかからないが生活してゆくのにお金が大変。杖を買うのも実費。車いすのリースも保証人が欲しいといわれた
- 不明 精神 本人の希望で移動。個室対応している。他の避難所も行ったが、難しい。まだ保健師との信頼関係できていない。
- 女性 知的 当初は避難所 X に行ったが慣れず騒いだため親戚を頼ってここへきた。現在は仕切りや遊ぶ所があり落ち着いている。二次避難所の旅館へ移る事になっている。以前では支援学校に通学し、避難先の廃校になった小学校に行くことになるがその支援学校に行くのか、養護学校に行くのか迷っている。支援学校にいた介助員 3人は解雇になったので今まで通りにならない。また、放課後支援も受けていたがどうなるのか不安。
- 6歳男児 脳性まひ 家族で避難中。個室で家族で生活。現避難所で 3ヶ所目。次の所で個室が保障されるか。
- 30代 精神 母と一緒に避難。ここで 3ヶ所目の避難所。大部屋で集団生活。母が立ってなくなったことが心配→後日連絡するが避難所を移転されている。
- 女性 精神 被災前に親を亡くし箱神的に不安定。一日中正座しており、体操等に誘うと笑顔になる。親以外の身内、支援者は不明。保健師が巡回。
- 男性 下肢 歩行困難。3階の教室から降りるのに、同部屋の方から支扱をもらっている。トイレは洋式しか使用できないが、3階のトイレは和式のみなので2階に降りていかなければならない。
- 10代女性 脳性まひ 歩行はできるがよく転ぶので、頭などにコブができています。明

日には家族で二次避難所のホテルに移動する予定。

- 90代男性 入院先から移動してきた。1人で来られ自立できているとの話だが、介助が必要と思われる。役場職員も多忙で何をどうしていいのかわからない。
- 10代男性 脳性麻痺 避難指定区域から避難。障がいを持っている方は家族や周囲が温かく対応しているが、この兄弟(?)はかまってもらえない。家族へのケアも必要。
- 70代女性 下肢 杖をついてゆっくり歩いている。ベッド、シャワーチェアがあればいい。
- 70代女性 精神 津波で家が流され避難。東京からの医療チームが毎日巡回に来ている。罹患して10年。最近症状が良くなっていたが、被災して家を失い、再び落ち込む。現在も避難所でほとんど横になっている。
- 80代男性 半身まひ 地震と津波で家もベッドも電動車いすも壊れた。2,3日は消防署にいたがその後避難所。被災してからの1か月間一度しか入浴していない。長男は漁業をしていたため現在仕事がなく、この男性の行く先を早めに決めたいと思っている。
- 不明 知的 以前避難していた方が他府県に避難。避難先に作業所がなく困っている。
- 7才男児高機能自閉・5才女兒アスペルガー 家族4人自宅で生活している。収入が無くなり、貯蓄を切崩して生活している。食料事情も苦しくなってきたので、避難所にもらいに行くが支給できないとのこと。社会福祉課の貸付を利用したと言われていたが、返済のあてがないのに借りることはできない。食料がなくなりそう。子どもたちもストレスがたまり、パニックを起こすこともある。日中過ごす場がほしい。他にも同じ境遇の人がいる。→連携施設が対応。物資を届ける予定。
- 不明 ポータブルトイレが使えないため、避難指定区域内の施設で入浴。介助者の休みがない。
- 不明 精神 保健所と連携している。病院に通院していたが薬がもう切れる。公立病院のほうで受診する。
- 男性 精神 病院に行っていない。医者への往診もない。→訪問者がその場で病院へ連れてゆく。
- 60代男性 身体 生後20年寝たきり。現在は杖歩行。小高地区から避難してきた。3回の移動に次ぐ移動で体調を崩した。今後は●●へ行く予定。自衛隊の風呂が何度かきたが、その場所までの歩行が困難なため、地震以来風呂に入っていない。移動するまえに、もっとわかりやすい情報がほしい。やっと落ち着いたと思う頃にまた移動で混乱する。
- 40代女性 肢体・筋ジス? 避難指定区域から避難。筋ジスの疑いがあり、医療機関に受診後地震。理学療法とリハビリを行っている。手帳はまだない。郡山の避難所Yに移動したいが、交通手段がない。避難所Yは同じ村の人が多い。さみしいので早く移動したい。かかりつけの理学療法士が避難所Yにいる。避難所Yには確認が取れて



いる。

- 
- 避難所 A 133 名が避難している。障害者は今朝他へ移動した。入れ代わりが激しく、現状の把握が難しい
  - 避難所 B 衛生状態が悪い。駐車場の車内で生活してる人がいる。(よく眠れない)
  - 避難所 C ホテルや旅館への二次避難が始まっているが、子ども、介腰が必要な高齢者が優先でまだ何も知らされてないひともいる。建物は階段が多い。室になっている。
  - 避難所 D 介護が必要なことから二次避難を始めており、足の悪い人は昨日移動した。随時その他の人も移動していく予定。同じ町内の人であるが、つながりがないのか障害者の存在を分かっているにもかかわらずそうしている人もいる。
  - 避難所 E 約 30 名が避難している。ひざが悪く入浴困難な高齢者がおり、社協に介助イスを借りに行ったが断られた。認知症で、徘徊などがひどく心配している。→その後連絡するが本人は移転されていた。
  - 避難所 F 介助の必要な方がいる家族が避難している。設備は整っており、用具の不足はない。職員曰く、今後、精神的なケアが必要になってくるのではないかと。
  - 避難所 G 自殺者が多くなっている。社協の避難所では 5 人 1 チームで 24 時間体制でやっている。行政はあまりできない。スタッフ不足。避難所を見守るスタッフが欲しい。70 代の障害者の入浴介助ができない。
  - 避難所 H 避難しなければならなくなるか心配。ここで生活するのであれば解雇される。
  - 避難所 I 140 名が生活。行政がなかなか協力してくれない。
  - 作業所 J 作業所を仮設する費用等のためにお金が必要。

## ふくしま支援センターニュース つながり No.2

ひとりじゃないよ！ 信じあい 助けあいながら

2011年4月20日発行：JDF 被災地障がい者支援センターふくしま  
住所：〒963-8025 福島県郡山市桑野1丁目5-17 深谷ビルB棟101号 TEL:024-925-2428  
FAX：024-925-2429  
メール：お問い合わせフォームをご利用下さい。

震災から1ヶ月が過ぎましたが、福島県は原子力発電所の事故のこともあり、不安の中生活しております。住民のみなさんは、肉体的な疲れと共に精神的なストレスも徐々に溜まってきています。

私たちJDF 被災地障がい者支援センターふくしまは、現在、福島県内の避難所の障がい者の困っていることを聞いて行政や相談支援員に回す段階にきています。今後は、避難所にも入れずに、他のつながりがほとんどない在宅の障がい者支援と労力と時間のかかる活動もしていきます。先日、NHKなどのテロップや新聞で支援センターが紹介され、相談の電話も増えてきています。今後も支援の輪をもっと広げて、障がい者のみなさんの支援に全力で取り組んでいきたいと思えます。

### 調査累計(4月14日現在)

障害者支援事業所	避難所	個別相談対応数	電話相談
39カ所	152カ所	108件	22件

### 避難所からの声

自治体では避難所にいるすべての障がい者の人数、状況について把握がむずかしく、当支援センターも避難所の障がい者の状況とニーズ・困りごとを調査してきました。調査して上がってきた問題点としては・・・

食事の栄養が偏っている / プライバシーが守られていない / 介護用品、薬が足りない / 避難所から養護学校へ通うための交通手段がない / 入浴ができていない / 聴覚、視覚障害の人は情報が入りにくい / トイレが使いづらい / 等がありました。

### 滋賀から福島へ差し入れに！

4月14日、ポテトファーム（就労A型施設運営）の佐野さんが滋賀から、野菜ジュースとトイレットペーパーの差し入れを持って、支援センターに来て下さいました。全国のみなさんに支えられていることを、改めて支援センターのスタッフ一同が実感しました。ま

た佐野さんは、当支援センター内の放射線量を測定してくれました。郡山市の放射線量が思ったよりも高いと心配されていました。



## これまでの訪問活動日誌から

### 作業所・事業所の様子

南相馬市の精神障害の利用者中心に支援している事業所では、連絡の取れなかった利用者2が亡くなられていたことが判明。この利用者は、ある避難所で「精神障害のひとの対応はむずかしい」と入れなかったとのこと。市内の3事業所利用者32名のうち20名が県外避難、他は市内で在宅の生活。

いわき市のある作業所では津波の影響で建物と機械が被害を受けてしまい、利用者の通う場がなく、臨時に開設できるような支援が必要。全国からの支援の輪が広がっている。

### 避難所の状況

周りの人に気を使い迷惑をかけないようにとお風呂を我慢していたり、避難所で迷惑をかけるからと自宅に戻ってしまう障がい者の方がいた。また、養護学校に通学が決定したが、学校までの交通手段がなかったりと、震災から1ヶ月過ぎて救援物資以外の支援が必要になってきていることを実感している。4月18日までに第2次避難所である温泉街等に多くの方が移動する動きがあり、プライバシーが守られる反面、移動後の個々の状況把握、支援を誰がしていくのか、それを支える社会資源やシステムがあるのか、自ら声をあげなければ、周囲は感じにくくなっている。

4月5日～4月17日までの避難所訪問は230か所のうち170か所訪問済みで、避難所でJDFが把握できた障がい者数は119人(身体49人、精神35人、知的21人、重度他14人)

## 支援センター今後の活動

支援センターの知名度や活動が行政をはじめ伝わっていない為、今後様々なツールを利用し、周知を図っていきます。また、先日JDF被災地障害者支援センターふくしまの今後の課題整理の会議を実施しました。一ヶ月経過した評価、この間の活動で明らかになったこと、今後のセンターの役割、目標をどこにおくのか、具体的な活動と組織体制を確認しました。今後は、JILや相談支援事業所職員、JDからきょうされんの支部や全国からの支援者も参加して活動していきます。

### 組織体制

代表：白石 清春

(事務局体制については、4月23日13時からの構成団体会議で決まります。)

## 活動内容

安否確認と被災状況調査

物資搬入とニーズ調査・事前のニーズ調査に基づいた物資搬入と直接聞き取り  
避難所への支援センターの周知とニーズ調査

新たな避難指示地域に住む障がいをもつ方の避難手段と避難先の確保と紹介  
他とのつながりがほとんどない在宅の障がい者の安否確認とニーズ調査

第2次避難所への支援センターの周知とニーズ調査

## 民主党 PT 谷参議院議員が来訪

14 日(木)に民主党障がい者政策プロジェクトチーム座長兼同 PT 内難病対策 WT 主査である谷参議院議員が JDF 被災地障がい者支援センターを訪れました。谷議員は「現場の声やご意見を集約して政府に伝えて連携をとっていきたい。」と述べました。



## 第一次避難所訪問調査報告

2011年4月22日 JDF被災地障がい者支援センターふくしま

2011年3月11日、観測史上最大の地震・津波の大災害をうけ、福島県さらに日本では経験したこともない原発事故による深刻な放射能問題が加わり、未曾有の危機的な状況をむかえました。

4月6日、全国の支援のもと、福島県の障害関係団体が集まり、福島県内の被災した障がい者・関係者への支援を目的に「JDF被災地障がい者支援センターふくしま」を設立しました。

このセンターの最初の活動として、この大災害による被害状況やニーズをきちんとひろい上げていく事を目的に第1次避難所訪問調査活動を展開しました。

200か所近くの避難所訪問調査を全国のJDFの応援ももらいながら、2週間の短期間で行いました。しかし、私たちが考えた以上に避難所で生活している障がい者が少ない状況にありました。

一方で、1か月経過した避難所での障がい者の生活実態やニーズがいろんな内容がうかびあがりました。命に直接かかわる問題から生活の中身にかかわる問題や様々な方の精神的な問題など様々な問題が浮かび上がってきています。

また、すでに避難所は第2次避難所として、旅館・ホテルに移り住まれ、避難所の継続的使用の問題や集団生活の問題など3次、4次の避難所を移らざるをえない人、避難所では生活が難しく、やむなく民間アパートをかりた人など新たな生活に移りつつも生活上の問題が見えづらくなりつつもあります。

今回、第一次避難所訪問調査活動の内容をまとめ、今手をうつべきこと、時間の経過とともに手をうつべきこと、これから考えていくべきことなどを検討するにあたって、何らかの示唆を提供することを目的にこの報告書を作成しました。

ただ、これは実態やニーズ把握の入り口であって、まだまだ多くの障がい者の生活上の困難さやニーズは顕在化していない。様々な形で実態を明らかにニーズを拾い出していくことを私たちの取り組みの柱とします。

### 福島県第1次避難所調査の目的

- 福島県内の第一次避難所を直接訪問し、障がい者の避難状況、そこでの生活状況をつかみ実態を明らかにする。
- さらに障がい者・家族のニーズをつかみ、緊急かつ専門性があるものは、支援センターにつなぎ、物資支援などセンターで対応できるものは、対応する。
- 生活実態・ニーズを整理する中で市町村・県・国で対応すべき問題は、要望活動につなげていく。

## 調査範囲

第1次避難地域の学校・公民館などの公共施設

## 調査期間

4月5日～18日

## 調査方法

1チーム2,3人で各避難所をまわり、責任者・行政関係者・障がい当事者・家族などから直接話を聞く。

## 調査した内容

避難所に障がい者がいるか。どういう状況で生活状況か。そこで困っていること、ニーズ

## 福島県被災者第一次避難地域訪問調査活動報告（2011. 4. 22）

### 避難所での障がい者・家族からの声・ニーズ

#### 【障がい者・家族はどこに避難したのか。】

避難所をまわっていてまず最初に気付いたのが、障がい者の方々が少ないということです。大災害後に今まで住んできた住居に何らかの理由で済むことが難しくなり、避難所に駆け込んでいったことを考えると障がい者も多くは、避難所に移っていると考えていたました。しかし、実際は違いました。

最初から避難所にいかなかった人、転居した人、一か月たつ中で、避難所から離れて生活をおかわった人などがいます。被災者の避難所以外の居住場所として、想定できるのは①親戚等の身内②避難すべき自宅③アパート・民家を借りる④福祉資源⑤県外⑥その他等です。

では、どうして避難所に生活しなかったのかと考えてみますと

1. 避難所の住環境の厳しさ（階段が多く、トイレなどの使いづらさなど）
2. 大集団の困難さ（プライバシーが確保されないこと）
3. 仕切りもない開放された空間（音やにおいなど広がり、まわりとトラブル）
4. 周囲の目（当事者の様々な行動で誤解をうみやすい）
5. 障がい者のニーズに応えた機器が揃えられない（ベットなど）

などがあげられます。

一方で指定された避難所を離れ、独力で親戚の家や民間のアパートを借りたとしても大きな問題があります。

1. 親戚の家にもたくさんの方が避難してきて、段々と住みづらくなってきて、離れていった。
2. 民間アパートを借りたものの行政から支援がなく、経済的に追い詰められている。
3. 指定避難所とは違う所に避難しているので、避難所でもらえる物資がもらえない。

	チーム数	参加者	訪問件数	避難所	社会福祉事業所	行政	面談	人数
4月5日	7	14	10	29			7	7
4月6日	6	13	6	9			6	6
4月7日	5	21	21	17			8	18
4月8日	5	18	26	21	1	4	12	13
4月9日	5	18	25	23		2	7	17
4月10日	2	17	6		6		3	3
4月11日	7	15	28	27		1	4	10
4月12日	4	17	14	11	3		10	10
4月13日	3	10	15	15			3	3
4月14日	4	17	16	14	2		14	14
4月15日	4	10	17	14		3	3	3
4月16日	2	4	9	9			5	5
4月17日	3	6	10	9	1		3	3
計	57	170	221	198	13	10	85	112

\* 4月6日時点避難所 238 か所 4月14日時点 203 か所 4月22日時点 173 か所

4. 様々な情報が入ってこない。
5. 避難所で整ってきた行政職員の配置や保健婦さん・お医者さんの見回りなどの支援がうけられない。
6. 指定避難所では、行政関係者などもいて、まわりから声をかけられたりして相談につなげられる場合もあるが、避難所を離れると自分から相談員に働きかけないとなかなか専門の相談にのってもらえない。

などがあります。

また、最近では、周囲とのトラブル、環境の劣悪さなどから3次、4次の避難所を転々とする障がい者も何人もいました。そこで共通して言われることは「疲れた」という言葉です。

### 【避難所の1か月余の暮らしからでてきた様々なニーズ】

#### 避難所の建物・環境をめぐる

建物環境で大きな問題のひとつは、他人同志が大きな空間で生活していく中での問題が深刻化しています。建物構造自体は、変えることは困難ですが、つい立て区切っただけでも生活空間のあり方が大きく変わります。

下肢障害のある人たちからトイレの問題が多くなります。(トイレに行くまでに階段がある。和式しかないなど)

個別的な対応の問題で、「ベットがなく、寝起きが大変」「介護ベットがほしい」「お風呂にイスがあれば、1人で入れる」「シャワーチェアがほしい」などと日常生活上の問題への個別対応の必要性が大きくなっています。

一方で「持病があるため食事内容で病状が左右される」「糖尿病で退院したばかり。避難所の食生活では、また悪化してしまうかも」と食事内容の問題も時間とともに大きくなってきました。

生活改善のニーズは、非常に切実なものです。一定期間たちつつある避難所での生活を緊急的に改善が必要なところは、早急に行うべきです。

震災直後に国は、3月12日時点で「避難所での生活環境の整備…」という文章を厚生労働省は通知(最終ページ参照)しています。しかし、40日たってもなかなか改善されていない問題もあります。

#### **本人の状態、周囲との関係**

「眠れない」「集団生活でストレスがたまっている」「イライラする」「気持ちが落ち着かない」という声は多く聞かれました。身体障害の方やうつ病の方などからは、ほとんど横になっている状態もあります。特に高齢の方の場合、このまま寝たきりになるのではないかと不安を周囲から寄せられました。

長くなりつつある避難生活から感染症への不安や健康上の不安などもあがりました。

#### **日中の場について**

避難生活が1か月を越え、段々毎日の生活のリズムや社会との結びつき、目的をもった活動の必要性が浮かび上がってきています。「毎日がたいくつ、散歩程度の運動しかない」「作業ができなくて顔色が悪い」「通っていた作業所の仲間のことが心配」「避難所に作業所がなくて困っている。」等と働くこと、毎日通う場があること、外で人との関わりが広がる場があることは、切実に求められています。

さらに障がい児をもつ家族からは、「子供たちにストレスがたまり、パニックを起こしたりする。日中過ごす場がほしい」「支援学校をどうするか悩んでいる」「放課後支援を受けていたがどうなるか不安」などと通える学校の場合、日中の場の確保は急がれます。また、「支援学校にいた介助員3人は解雇になったので、今まで通りにいかない」とこれまで関わってきた先生との関係性がきれたり、支援体制が崩れることへの不安があります。

#### **福祉サービス・医療について**

避難したり、通っていた病院が被災し、機能を亡くしたことにより、医者や診療の継続への不安をもたれています。特に県外移設した場合の不安もあります。病気をもった方、精神障害のある方、難病の方などから「病院に行けない。薬がない。」などを訴えられました。

「入浴、洗濯にもお金がかかり、先が見えないのが不安」「生活していくのにお金が不安。



杖を買うのも実費」「補聴器の買い直しができない」など福祉サービスに関わる範囲での負担の問題も深刻です。

### 将来への不安

「2次避難をするが、その後の見通しをもてない」「先の見通しが見えず、いつまでもこの生活が続くのか知りたい」「いつ避難すればならなくなるのか心配」「これからの住宅が心配」などと震災後の復旧への見通しへの不安がありますが、あわせてその見通しを考えようにも福島では、原発の問題が大きく立ちはだかっています。原発による放射能汚染状況の変化、それに対応した避難の追加や変更、依然根強い風評被害などもからみなかなか見通しをたてていくための出発点に立ちにくい状況が続き、そのことにより将来への不安が膨れ上がってきています。

### 情報提供について

「もっとわかりやすい情報がほしい」という声も多く寄せられました。その内容としては、原発などの状況がどうなっているのかのわかりやすい情報。避難所に移り、1か月余がたった時点での生活上の情報。これまで受けていた各種サービスの継続に関する情報。新たに避難するにあたってのわかりやすい情報。今後の見通しの情報などなどです。各々の避難所の中で障がい者に配慮した情報提供は必要不可欠です。

### 広がりつつある避難所への支援体制の格差

時間とともに避難所に対する人的支援や物資支援が充実しつつありますが、場所によっては人的支援が整っていない地域もあります。特に、医療的ケアや保健的ケアにおいては、避難所ごとの差が広がっています。特に中心部から離れた所、古い建物などに目立ちます。

## まとめ

今回の調査は、震災が起こって3週間がたった時点で、障がい者の安否確認と今生活で困っていることを把握するために全国の障害関係者関係団体の力を借り、避難所での障がい者の数とニーズを把握していきました。その中で、物資支援などの急を要するニーズには当センターで応え、生活上の様々な相談は支援センターにつなぎました。また、抜本的改善は行政に要請していく予定です。

未曾有の大災害となった東北大震災は、40数日がたち、依然行方不明者の搜索と身元確認が続けられ、被災地では、がれきの山と化した町の復旧・復興には、時間がかかるような状況です。

ここ福島県では、原発問題が重なり、問題が変化することに応じた対策として新たな避難計画も出され、復旧・復興に向けての歩みというより、現在も続いている原発の問題に追われている状況です。どの場所で復旧・復興していくことが定まりきれない、この現状の中にあっては、今の生活、避難生活を少しでも改善していくことは、大切なことです。

今回の第一次避難所調査訪問調査は、被災した障がい者のニーズの一部しか反映できてません。多くの障がい者のニーズは、眠り、散らばっています。しかし、今はわかったこ

とからひとつひとつ進んでいく事も非常に大切です。

今後とも当センターは必要に応じた調査や様々なニーズに応じていく活動、さらにはもつとも困難を抱えている問題、行政への要請活動などを続けていきます。

ひとりじゃないよ！ 信じあい 助けあいながら

2011年5月4日発行：JDF 被災地障がい者支援センターふくしま

※住所がかわりました！今後とも支援センターふくしまをよろしくお願いします！

■住所 〒963-8025 郡山市桑野1丁目5-17 深谷ビルB棟101号 ■TEL 024-925-2428

■FAX 024-925-2429

■メール shienfukushima2011green@yahoo.co.jp

### 調査累計(4月27日現在)

障害者支援事業所	避難所(2次避難所含)	個別相談対応数	電話相談
85カ所	312カ所	108件	56件

### 支援センターふくしま白石代表あいさつ

2011年3月11日マグニチュード9.0という未曾有の大地震が東北・関東を襲いました。その地震から引き起こされた大津波によって岩手、宮城、福島沿岸部はことごとく壊滅されて、27000名以上の死者と行方不明者を出しました。それに伴い、福島県では大津波の影響で、第一原子力発電所が事故を起こし、目に見えない放射線が福島県内の人、農作物、家畜、自然を汚染しています。原子力発電所の事故の終息がいつになるやら予想がつかない状況なので、福島県の復興はまだまだスタートが切れないでいます。

支援センターふくしまでは多くのボランティアさんたちの力を借りて、福島県内の大部分の避難所を回って、障がいをお持ちの方の安否確認と困りごとを聞いたり、ニーズ調査を行ってきました。そして、障がい者の避難所での過酷な生活の全容が浮き彫りになりました。避難所の床が堅くて横になれなくて車いすのまま2週間も我慢している人、お風呂に1か月も入れないでいる人、避難所の駐車場で、車の中で寝起きしている人、自閉症のため集団での生活が難しく、避難所を転々としている人、「この世の終わりが来る」と言って恐怖している精神障がいの人等、様々な障がい者が避難所では苦労されていました。

私たちは、200か所近くの避難所を見て歩きましたが、障がい者らしき人は100名程度と、割合的には少ない数でした。ことに身体的に重度の障がい者はあまり見当たりませんでした。避難所の生活が苛酷であろうことが分かっているので、知人や親せきの家に避難



したり、または在宅で不便な生活に耐えているのではないかと想像しています。

南相馬市のとある事業所では、津波と原発の恐怖から利用者である障がい者が避難してしまったので、もう閉じようと思ったところで、避難していた利用者と家族が戻って（避難生活に疲れ果てて）きていて、ぜひ事業所を続けてほしいとお願いされて、現在その事業所に20名もの利用者が通ってきています。その事業所には若い職員さんがいましたが、原発事故の関係から辞めてしまいました。そのような状況にも関わらず、事業所を運営している理事長はじめ職員さんの心に動かされて、南相馬市の事業所に対して、支援センターふくしまでは支援物資とボランティアを送り込む支援活動を続けています。そして、これも原発の関係から南相馬市の計画避難に指定された地区の障がい者の安否の確認と避難意向の調査を上述した事業所の理事長さんに、南相馬市から直々にお問い合わせ、私たち支援センターの応援部隊に南相馬市に入らせていただいて、南相馬市内に散らばっている障がい者の家を回って訪問活動を展開しています。

今後の支援センターふくしまの活動としては、郡山に避難所兼サロンを設置して、南相馬市や川俣町、川内村、葛尾村、その他の地域から避難してきた被災障がい者を受け入れる体制を確立していきます。それから、障がい者用のバリアフリーの仮設住宅を2戸ばかり設置していこうと考えていますが、郡山は放射線量がかなり高いので、可能なら会津若松市に設けていきたいと考慮しているところです。さらに、全国各地の障がい者団体と連携して、全国の避難所に被災障がい者を受け入れる準備をしているところです。

支援センターふくしまは、まだ事務局体制がしっかりしていないので、事務局員や事務作業のボランティアが少なく、データの整理がなかなかできていない状況です。後手後手になっていますが、今、郡山養護学校の卒業生名簿のデータ整理に着手していて、データが打ち終わった段階で養護学校の同窓会の役員の方と卒業生の名簿データを確認しあってから、福島県の浜通りと中通りに住んでいる養護学校卒業生の家を一軒一軒訪問していく活動を展開していきます。

福島県は、何回も述べますが、原発事故の問題で行政も民間も右往左往しています。私たちもこのまま郡山に居続けていいものやら、判断に苦慮しています。私はもう歳なので放射線はあまり問題にはならないでしょうが、若い人たちや子供さんにとっては大変な問題になると警鐘を鳴らしている方たちもいます。原発からどんどん放射線が漏れだしている期間が長く続くのであれば、郡山の若者たちを遠いところに避難させることも考えていかなくなるかも知れません。

このような福島県の状況ですが、いつも笑いを絶やさずに（いつも笑い顔でいると免疫力が上がります。免疫力がアップすると、放射線で壊れた細胞のDNAを修復するとのこと）、きっといつかは福島の復興をやり遂げるという強い意志で支援センターふくしまの活動を続けていく所存ですので、よろしく願いいたします。

白石 清春

## 5月4日、乙武洋匡氏が来訪

5月4日（水）、乙武洋匡氏が支援センターふくしまに訪れました。被災地の障がい者の現状、支援センターふくしまの活動について、支援センターのスタッフと熱心に話していました。

乙武氏はとてもまじめな方で、被災地の現状に熱心に耳を傾けていました。



## 第1次避難所訪問の調査報告

**調査目的：**障がい者の避難状況、そこでの生活状況をつかみ実態を明らかにする。さらに障がい者・家族のニーズをつかみ、緊急かつ専門性があるものは、相談事業所につなぎ、物資支援などセンターで対応できるものは、対応する。市町村・県・国で対応すべき問題は、要望活動につなげていく。

**調査範囲：**第1次避難所となっている地域の学校・公民館などの公共施設

**調査期間：**4月5日～18日

**調査方法：**1チーム2，3人で各避難所をまわり、責任者・行政関係者・障がい当事者・家族などから直接話を聞く。

**調査内容：**避難所に障がい者がいるか。どういう生活状況か。困っていること、ニーズの把握。

### 障がい者・家族はどこに避難したのか

避難所を訪問して気付いたのが、障がい者の方々が少ないということです。その理由として想定されるのは、避難所の住環境の厳しさ、大集団の困難さ、仕切りもない開放された空間、周囲の目、障がい者のニーズに応えた設備が揃えられていない等が挙げられます。

一方指定された避難所を離れ、独力で親戚の家や民間のアパートを借りたとしても、親戚の家にもたくさん避難してきて住みづらくなった、民間アパートを借りたが行政から支援がなく経済的に追い詰められている、避難所のように物資がもらえない、情報が入ってこない、避難所のように行政職員、保健師、医者、相談員による支援が受けづらい等の問題があります。

また、最近では、周囲とのトラブルや環境の劣悪さなどから3回、4回と避難所を転々とする方々があり、「疲れた」という言葉をもらっていました。

### 1か月余の避難所生活から出てきたニーズ

- プライバシーが守られず、つい立等で区切ること
- 介助等の人的支援の必要性

●トイレに行くまでに階段がある、和式しかないなどトイレの改善 ●ベッド、お風呂の椅子など日常生活上の問題への個別対応 ●糖尿病などの持病を持った方の食事内容の改善 ●「眠れない」「集団生活にストレス」等の精神的な部分のケア ●感染症の不安や健康上の不安を解消すること ●毎日の生活のリズムや社会との結びつき、目的をもった活動 ●医者や診察や今まで通りの福祉サービス継続ができないことへの不安を解消すること ●もっと分かりやすい情報の提供 ●避難所への支援体制格差の是正

### 避難所の方々が抱く将来への不安

「2次避難をするが、その後の見通しをもてない」「先の見通しが見えず、いつまでこの生活が続くのか知りたい」「いつ避難しなければならなくなるのか不安」「これからの住宅が心配」など震災後の復旧への見通しの不安がありますが、あわせてその見通しを考えようにも福島では、原発の問題が大きく立ちはだかっています。原発による放射能汚染状況の変化、それに対応した避難の追加や変更、依然根強い風評被害なども絡み見通しが立たない状況が続いています。そのことにより避難所では、将来への不安が膨れあがってきているという印象を受けました。

### 第1次避難所を訪問して

第1次避難所訪問の調査は実態やニーズ把握の入り口であり、まだまだ多くの障がい者の生活上の困難さやニーズは顕在化してはいません。今後とも様々な形で実態を明らかにし、ニーズを拾いだしていくことを私たちの取り組みの柱として、活動していきます。

## **障がいを持つ子どもたちとその家族の避難支援情報**

### ◎『福島の子どもたちとつながる宇部の会』さんから

地震、津波、原発事故と大変な状況の中、自閉症のお子さんをお持ちのご家族は避難所にも行けないのではないだろうか。もしそういうご家族がおられるなら、こちらでしばらく暮らせるようにサポートしようと、表記の会を立ち上げました。会には自閉症の子どもを持つ親や永くサポートをしている人、25年前のチェルノブイリ原発事故で被災した子どもや医師を受け入れた人などがいます。この動きに対し、市のほうも住宅を始め、さまざまな支援を連携してくれることになりました。希望があれば、ぜひお問い合わせください。

#### <概要>

- ・宇部までの交通費は当方負担
- ・宇部まで移動が可能な子どもさんとそのご家族
- ・住宅はこちらで準備(家賃と水道代は無償)
- ・生活一時金として一世帯に対し、宇部市から10万円

- ・孤立を避ける意味でも、2家庭を受け入れる
- ・最長1年間は滞在できるように、私たち生活サポーター20～30名で経済面を支える
- ・それ以外の一般サポーターが、さまざまに支える

<連絡先>

「福島の子どもたちとつながる宇部の会」

代表： 木下文雄 Tel:090-6838-2881 携帯メール：

kinochan-dont.vs-yamaguthi-110@ezweb.ne.jp

事務局：武永佳子 Tel&Fax:0836-33-3982 携帯：090-8359-2863 PC

メール：ntakena@mail.bbexcite.jp

◎『カムバックプロジェクト実行委員会』さんから

しょうがいをもつ子どもさんとそのご家族の支援。生活基盤が崩壊してしまった中で、次の一步を踏み出すためには多大なエネルギーの蓄積がご家族お一人お一人に必要です。現実からの逸脱や地域からの離脱としてだけではなく、次のステップの充電のために、大阪や神戸の地で1週間から約6カ月の期間、心身のケアを含めた生活の場をご提供し、専門家の人的支援により、今後の人生に向けての「リセット」をしていただける場になりますよう支援していきたいと思ひます。

<プログラム内容>

1. 移動支援
2. 住居の確保（被災者向け公営住宅等のご利用）
3. お子様の園・学校・専門機関につなぐための支援
4. 親の就労支援
5. 学童保育支援事業との連携

<対象> しょうがいをもつ子どもさんとそのご家族

<期間> 1週間～約6カ月

※相談窓口を設置し、期間をはじめ、ご家族の意思を反映した支援の実施をします

<スタッフおよび協力機関>

フレンドシップミーティングの専門ボランティアチーム、児童支援、家族の心理面をサポートする専門スタッフ、しょうがい児をもつ兄弟姉妹の会、地域支援学校・支援学級・通園事業施設、各医療機関、その他の支援サポートのチーム、行政機関

<連絡先>

合同会社ユニバーサルプラン（事務局 田伏高治）

住所：兵庫県神戸市東灘区魚崎北町 5-3-5-201

電話：078-413-5111 メール：[tabushi@universal-plan.jp](mailto:tabushi@universal-plan.jp)



ひとりじゃないよ！ 信じあい 助けあいながら

2011年6月22日発行：JDF 被災地障がい者支援センターふくしま

住所 〒963-8025 郡山市桑野1丁目5-17 深谷ビルB棟101号 TEL 024-925-2428

FAX 024-925-2429

メール shienfukushima2011green@yahoo.co.jp

震災から3か月が経ちました。時間の経過とともに、被災した障がい者の方の状況やニーズは刻々と変わってきています。それに伴い支援センターふくしまも、障がい者の方に合わせたきめ細かい活動を行っていきます。

### 『UF-787 プロジェクト』できれいな土壌を！ そしてみんなの元気を取り戻そう！

福島県は東京電力の原発事故の影響で、今なお不安な毎日を送っています。今まで作り上げてきた土壌は放射性物質で汚染され、作業所も元気をなくしてしまっています。そこで私たちは、福島に住む障がい者の方、作業所のスタッフ、そして福島県民みんなが元気を取り戻すことができるように「UF-787 プロジェクト」を進めています！

「UF-787 プロジェクト」のFは福島、787は"菜の花"を数字にしました。このプロジェクトは、まず郡山市の作業所の畑に、放射性物質を除染してくれると言われてい



ひまわり、菜の花の種を利用者とボランティアスタッフで植えていきます。秋になったら全国から収穫した種を支援センターに送ってもらい、その種とメッセージを入れた袋を販売していき、障がい者の方のための活動資金にしていこうと考えています。また種から油を搾り取ってバイオ燃料に応用していきます。最終的には、この運動を福島だけでなく、日本全国、そして全世界に広めていこうと考えています。このプロジェクトは、福島をきれいにしていくことのみならず、障がい者や高齢者の雇用を生み出すこと、そして子どもたちの未来に原発に頼らなくてもよい、自然エネルギーを活用した共生の福島、日本、世界を創ることを目的としています。平和な生活が営むことのできる社会を創るためにみなさんも私たちと ともに運動していきましょう！

### ボランティアさんからの手紙

大阪から福島へ応援に来てくれた、井手克哉さんから寄せられたボランティア活動の感想です。井出さんは、南相馬市の30km 県内で唯一、障がい者の日中活動支援を行って

る「ぴーなっつ」で利用者支援のお手伝いをさせていただきました。被災地障がい者支援センターふくしまは全国からのボランティアさんに支えられ活動しています。ありがとうございます！今後も頑張っていきます！

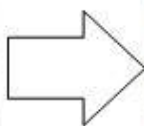
6/2～6/9まで支援活動に参加させて頂いた井手と申します。

白石代表、和田様等、センターの皆様方のおかげで南相馬の最前線で活動させて頂きました。浜通りでは依然、被災が続いている状況です。職員方も少ない現状のなかで、熱意をもって必死に取り組まれている『ぴーなっつ』の皆様には頭が下がります。三日間のサポート活動のなかで、のどかな雰囲気の中で何気ない笑い声があったり、泣き声があったりできる活動の場の大切さを身にしみて実感しました。今まで普通だと思っていたことが、実はそれが本当に大切な事だと痛感した三日間でした。この現状を大阪に帰ってから伝えることも大切な役割であると思いました。まだまだ勉強不足です。大阪に帰って一から出直します。

### 津波にも負けずに頑張ってます！



↑被災直後の作業所の様子



↑現在の作業所の様子

いわき市にある「わいわい作業所」は、3月11日の東日本大震災の際に、津波の被害を受けました。震災当時、施設の中はメチャメチャになってしまいました。今現在は支援センターを始め、多くの方々の支援によって震災以前の姿に戻り、みんなで作業を開始することができるようになりました！

そして、「わいわい作業所」では、今度は被災障がい者支援として、いわきに在住の方に限りませんが、作業所への受け入れを5名程度、グループホームへの受け入れを2名程度行っています！支援される側から支援する側へ…。この良い流れが他の事業所にも引き継がれるように、支援センターでも応援していきたいと思っております！

### 相談窓口のご案内

被災地障がい者支援センターふくしまでは、今回の東日本大震災で被災された福島県内の障がい者の皆様に対し、必要な情報の提供や様々な相談を受け付けておりますが、この度、専従の相談員を置いて対応できるようになりました。まずはご連絡ください。

【相談受付時間】 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分 （土日祝日含む）

【相談方法】 電話やメール、支援センターへの来所、自宅訪問での相談も可能です。

【相談内容】 避難先での生活について 将来の生活について 福祉サービスについて 医療関係について 教育や療育について 就労について

相談直通電話：024-983-7646 F A X：024-925-2429

メール：hisaichisoudan@cameo.plala.or.jp

## 【ダイジェスト版】障害者が安心して暮らし・働ける南相馬市をめざして--緊急避難時における要援護者調査から

2011年8月29日 JDF被災地障がい者支援センターふくしま

※『障害者が安心して暮らし・働ける南相馬市をめざして——緊急避難時における要援護者調査』全文はJDF東日本大震災被災障害者総合支援本部のホームページからご覧いただけます。

### 1, 調査のねらい(経過)

3月11日の東日本大震災で、福島県南相馬市では、663名(8月25日付)の死者・行方不明者をだし、原発事故で7万人あった人口が緊急避難で一旦1万人まで減り、街はゴーストタウン化した。その後4月に入り、避難生活の困難さから南相馬市に住民が戻り始めた。障害のある人やその家族も同じように戻った。

そこで、3月中旬南相馬市は、1. 障害のある人やその家族の居住の事態、2. 緊急避難時の要支援の内容等を明らかにして、要支援者名簿と要援護者避難計画の見直しのために、他県、他市では実施に移せなかった障害者手帳交付者名簿の公開に踏み切り、調査を市内原町区の障害者支援事業所(NPO法人さぼーとセンターぴあぴーなっつ)へ協力要請をした。ぴーなっつは、JDF(日本障害者フォーラム)被災地障がい者支援センターふくしま(以下、JDF支援センター)に協力要請を呼びかけ、ぴーなっつとJDF支援センターが共同して調査活動に取り組むこととなった。震災から一ヶ月半経過した4月30日より本格的な調査がはじまった。

### 2, 調査の対象

調査対象者は原町区/鹿島区の65歳未満の身体障害者手帳、療育手帳所持者1,139名。

### 3, 調査の方法

\*JDF(日本障害者フォーラム)構成団体の障害関係の事業所・施設で働く職員。主に一定の職務経験のある職員があたった。(主に、九州、近畿、神奈川、北陸地域)

\*期間中延べ618人が参加した。

#### 調査日程

第1次調査 4月30日から5月6日までの 計7日間

- 65歳未満の身体障害者手帳1, 2, 3級の人
- 65歳未満の療育手帳Aの人

第2次調査 5月23日から6月10日までの 計19日間

- 65歳未満の身体障害者手帳4, 5, 6級の人
- 65歳未満の療育手帳Bの人

追跡調査 6月12日から現在にいたる期間

- 第1調査、第2次調査で不在だった人

## 4. 調査結果から

### 調査対象者の避難状況

- 8月7日付で福島県から発表された南相馬市全体の避難者が13,871人であり、全人口約20%が避難している。南相馬市の障害者手帳所持者4,141人の内、避難者の推計は812人で同じく約20%となっている。調査対象者で見ると同じく約20%が避難をしている状況ではある。(この調査は警戒区域(全避難)の小高区の手帳所持者以外)

43%以上が南相馬に在住

- 調査対象者1,139人のうち調査時点で南相馬に在住している人は492人で43.2%であった。内、原町区在住者388人78.9%、鹿島区103人20.9%であり、障害種別では身体障害者手帳所持者343名(69.7%)療育手帳所持者が492名中147名(29.9%)

### 避難時の実態

在住者の70%が避難を経験

- 調査時点で南相馬に在住している492名の内、避難を経験している人は少なくとも346人であり在住者の70%以上が避難を経験している。

現在住者の避難経験者の50%以上が県外へ避難

- 有効回答者329人の内、避難先を県外にした人は171人で52%、県内の避難地から県外の避難地に移る人も17人、逆に県外の避難地から県内の避難地に戻る人も3名あり、県内を避難地にした人は138人42%であった。

避難先の半数以上は避難所

- 現在南相馬在住者の避難経験者の内、避難場所について回答が得られた326人の半数以上の169人が避難所を避難場所とした。中には、避難所から親族や知人その他に移っていく人も6人いたが、避難所のみで避難した人が159人いた。次いで多いのが家族や親族・親戚を避難場所に選んだ人が125人38%であった。

緊急避難時に支援が必要な人は在住者の約40%

- 避難の際に移動や搬送、介助等の支援が必要な人は南相馬在住者の内492人39%との回答があった。一方、不要との回答は267人54.3%であった。不要の回答の多くは、自家用車等自分たちで逃げることができるなどが理由であったが、中には何があってもここを動かないから不要であるとの回答や、他県から親族が迎えに来てくれるからなど、他人の世話にはなりたくないという回答も含まれている。

- 移動手段、介助・医療の確保、バリアフリーの設備、情報提供、コミュニケーション不足等に支援内容が分類される。

### 避難後の実態

半数以上の人が3週間以内に南相馬に戻る

- 避難日数について回答の得られた329人（避難経験者492人）の平均日数は26.4日であった。最小日数は1日であった、「原町の避難所に1泊したが、とてもここにいられないと自宅に戻った」人や車中で1泊した人、南相馬市内の馬小屋で数日を過ごした人などがいた。最大で130日、避難所の期限までいた人、偏差値は22.8日なので半数以上の人はおよそ3週間以内に南相馬に戻ってきたことになる。

在住者の22%が避難せず

- 調査時点で南相馬に在住している492名の内、避難しなかった、あるいは避難できなかった人は在住者の22%にあたる108人であった。原発30キロ圏内の原町区、30キロ圏外の鹿島区で偏ることもなく、ほぼ人口比率通りであった。

知的障害の人が多く避難しなかった。あるいはできなかった

- 在住者全体の比率では身体:知的が70:30であるのに対して、避難しなかった比率は63:37であり知的障害者比率が高くなっているのは、避難しなかったのではなく、避難したくてもできなかった状況が推察できる。

緊急避難時の避難場所での支援や配慮が必要な人は69.1%

- 避難場所での支援または配慮が必要な人は南相馬在住者492人のうち340人69.1%であった。不要との回答は119人24.2%であり、不要の理由の多くは家族・親族などの家など避難場所が確保されているなどであったが、中には避難時の支援不要の理由同様、何があろうとも避難したくないなどの理由も含まれている。必要な理由は、前回の避難体験でかなり不自由な思いや障害や医療など最低限生きるために必要な配慮がなされなかったことも含め支援や配慮が必要との回答が多数を占めている。

避難場所での支援や配慮が必要な理由

- 医療、環境、介助、集団生活への不安、食事、など生活全分野にわたる。

### 継続的支援の必要な人

南相馬在住者のうち3人にひとり(34.15%)が緊急生活支援や継続支援が必要

- 緊急避難時の支援や避難場所での支援・配慮だけでなく、南相馬で現在生活している調査対象障害者の168人(34.15%)が、緊急生活支援や継続的な支援を求めている。障害種別で見ると在住者の内身体手帳所持者343人(在住者全体の69.7%)の内90人(要支援者全体の53.6%)何らかの支援が必要であり、知的障害者所持者147人(在住者全体の29.8%)の内70人(要支援者全体の45.8%)が支援必要と回答している。知的障害者の要支援比率が圧倒的に高くなっている。

- ・ 緊急生活支援や継続支援が必要な理由は日中活動、医療・健康、生活手段、教育・療育、相談、就労、情報、家族、移動、住居と多岐にわたる。

## 5. 今後の南相馬市避難計画、復興計画への提案、期待

### 1. 南相馬市要援護者避難計画の再考を

突然襲った地震、津波、原発事故で今日まで営々と展開されてきた南相馬市内の地域密着型障害者福祉サービスを混迷に落とし入れ、今、緊急の対応を求めている。

障害のある人たちはその障害の特性から障害のない人と同レベルの生活や社会参加の営みを送っていくことに困難を抱えている。今回の調査結果が示しているように、大災害が瞬時に襲い多くの命が奪われ、その後の生活でも生命を脅かすほどの厳しい事態が生活のあらゆる場面で引き起こされた。

緊急時の事態とはいえ、市民の10%近くを占める障害者、高齢者を含めると30%を占める緊急時要支援者と言われる市民の避難計画の早急の見直しが求められる。同時に、計画は、単なる「避難マニュアル」ではなく、日常の市民生活のなかで根付き、浸透する「誰も分け隔てなく認め合い、守りあう」共生の地域づくり復興計画の中にしっかりと位置づけられなければならない。今回の調査結果がそれをしめしている。

### 2. 基本的視点

1. 要援護者情報の共有をする。
2. 避難支援計画の具体化・・・一般的ではなく個別적であるべき。
3. 地域密着型であるべき。
4. 平時に実施、検証して地域に息づく、根付く。
5. モニタリングの実施が必要。

### 3. 南相馬から東北、全国、世界へ

東日本大震災は、大きすぎた、突然だった、予想の余地がなかった。そこへ「安全」と言われてきた原発事故が襲撃した。市民は逃げ惑い、自らの命を守り、つないだ。多くの市民が犠牲になった。自然災害が発する度に「災害弱者」の言葉が飛び交い、その対応に反省とともに改善策が浮き彫りにされる。災害が発生した瞬間に障害のある人はすでに命の危険を伴う状態に置かれる度合いは高いといえる。実践的な緊急対応対策が急務である。承服しかねるのは、避難時、避難後の生活の実態があまりにも過酷で、無計画的すぎるということだ。毎回の災害発生時に繰り返されているように映る。

この度の南相馬市被災障害者の調査活動で、災害発生時、避難時、避難後の実態が詳らかになった。この実態はおそらく南相馬市だけの内容ではなく、多くは被災地に共通する事態と認識する。

この度の調査結果も考慮をし、早急に要援護者避難計画の見直し作業に入っていただく

ことを切望する。同時に、全国的にも、過去の災害の歴史の上でも貴重な教訓と言える「障害者手帳交付者名簿の公開」を NGO 組織と共同調査に踏み切った南相馬市での避難計画が、今後の総合的な復興計画ともリンクしながら、「すべての市民の命と財産を守る、真に安全で安心な地域づくり計画」として息づき、実践され、原発事故も含めた震災からの復興をした南相馬のたくましい勇姿を期したい。



ひとりじゃないよ！ 信じあい 助けあいながら

2011年9月6日発行：JDF 被災地障がい者支援センターふくしま  
住所：〒963-8025 福島県郡山市桑野1丁目5-17 深谷ビルB棟101号 TEL:024-925-2428  
FAX：024-925-2429  
メール：shienfukushima2011green@yahoo.co.jp

### 障がい者が安心して暮らし・働ける南相馬市をめざして

8月29日、「JDF 被災地障がい者支援センターふくしま」は、南相馬市役所において桜井南相馬市長に要援護者の調査報告を行いました。

報告会では、桜井市長に、「障害者手帳交付者名簿」（65歳以下）の公開をいち早く実施してくれたことへ感謝を伝えたくて、3割の人が逃げることができなかった事実と、ニーズ把握できた人への支援のあり方などについて報告が行われました。

市側からは、これからがスタートであると返答をいただきました。その後の記者会見では、現場の最前線にいたスタッフから、病院・交通・商店・相談支援など、すべての機能が止まった状態で支援継続してきたこと、今回の調査は4000人以上の市内の障害手帳を持つ人のうち1139人に対するもので、すべてではないことが伝えられました。（注：実態把握調査では、4月30日～8月10日までの期間、個別訪問形式で、1139名の身障手帳所持者などの調査を行いました。）



### 8月1日より避難先で再開しました！～浪江町から二本松市へ～

浪江町から避難して、二本松市で再開した「アクセスホームさくら」さんへインタビュー。お話ししてくださったのは所長の渡邊幸江さんです。

Q：8月1日の再開にたどり着くまでの経緯は？

「利用者さんのいる避難所をまわるなかで、「さくら」の仲間に会いたい、仕事がしたい、という利用者さんの声が沢山きかれました。みんなが「戻りたい」という思いを持っていて、何とか「さくら」の仲間が集まれる場所をつくれないかと考え始めました。みんなの動きが定まらず、本当に集まることができるのか？という不安を常に抱えながらも、1人でも「さくら」に来たいと思ってきているならなんとかなる、という気持ちでいました。利用者は、10名以上の



方がさくらの利用を希望してくれたため、6月には事業再開を決意し、準備を進めていきました。」

**Q：再開して一カ月経過、現在思うことはなんですか？**

「8月よりスタッフ4名、利用者さん12名とともに再スタートしました。住居が郡山・二本松・福島・三春と離れているため、送迎体制の確保が必要となりました。スタッフ自身も慣れない土地での再開で、JDFから支援員を1名派遣してもらいました。

二本松を活動拠点としましたが、ここも放射線量が低いとは言えないため、外での活動を控えています。早く除染を進めて欲しいです。最初の避難時感じましたが、情報が少なく、わからないということが多いです。待っているだけでは何もわからないので、自分から情報を捜す・求めるようになりました。現在は、今後販売できるようお菓子の試作を行なっています。また、いわきから下請け作業が入ることになりました。しかし、まだまだ仕事の量が少なく、みんなの工賃をどう確保してゆくか課題です。今はまず避難生活の中でも活動ができるよう、焦らずにやってゆきたいです。さくらが再開してから、みんなの生き活きとした笑顔が一番のはげみです。」

**つながり∞ふくしま ～南相馬から発信！福島の福祉作業所の仕事おこし～**

震災以後、障がい者の作業所では仕事が激減しています。南相馬も例外ではありません。そこで、障がいのある仲間がいきいきと働く場を取り戻すため、福祉作業所が連携し『仕事おこし』を始めました。

第1弾として、「つながり∞ふくしま」カンバッジ製造販売を開始！収益金が作業所利用者の工賃になります。



**ふくしまの作業所を応援してください！**

つながり∞ふくしま カンバッジ

1個150円（税込）にて販売中

- ・卸販売いたします（ご希望の方は下記までご連絡ください）
- ・100個入り1ケースでお届けします
- ・店頭イベントなどで直接販売できる専用BOX入り
- ・バッジサイズは、2.5cm、3.2cmの2種類。



・障がいを持つ仲間の描いた作品や職員など、様々なイラストをバッジにしました。



**【お問い合わせ先】**

南相馬ファクトリー（えんどう豆内）担当：佐藤定広  
福島県南相馬市原町区上高平字中里 430-2

**【電話番号】** 0244-23-4177

**【メール】** endoumame@mac.com

**相談窓口のご案内**

東日本大震災で被災された福島県内の障がい者の皆様に対し、必要な情報の提供や様々な相談を受け付けております。

**委託事業所：NPO 法人あいえるの会（福島県相談支援充実・強化事業）**

**【住所】** 〒963-8025 福島県郡山市桑野 1-5-7

被災地障がい者支援センターふくしま内

**【相談受付時間】** 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分（土日祝日含む）

※年末年始 12 月 29 日～1 月 3 日休み

**【相談方法】** 電話やメール、支援センターへの来所、自宅訪問での相談も可能です。

**【相談内容】** 避難先での生活 将来の生活 福祉サービス 医療関係 教育や療育 就労等

**【相談直通電話】** 024-983-7646

**【FAX 番号】** 024-925-2429

**【メール】** hisaichisoudan@cameo.plala.or.jp

**自主避難をお考えの方、当センターまでご相談下さい！**

福島県の県外への避難者は、5 万人を超えました。その多くは放射線被害への懸念からのものであります。しかし、障がいのため避難できるかどうか悩んでいらっしゃる方がいましたら、ご連絡下さい。各地の団体とのネットワークを活かしてご相談にのります。

**【電話番号】** : 024-925-2428

**【FAX 番号】** : 024-925-2429

## 障害がある人もない人も共に安心して暮らし・働ける南相馬市をめざして——障害のある人への訪問調査 報告書&発言集

2011年11月13日 JDF被災地障がい者支援センターふくしま

緊急避難時における要援護者調査から

- 障害のある当事者・家族の声
  - 障害のある人への支援関係者からの声
  - 全国から支援に入っていた方からの声
- 実施事務局：NPO法人さぽーとセンターぴあ（デイサポートセンターぴーなっつ）

### みなさん、お元気でしょうか。

JDF 被災地障がい者支援センターふくしま 代表 白石 清春

南相馬での在宅障がい者訪問調査活動は、JDF（日本障害フォーラム）の支援活動の一環として全国各地からたくさんの方々が調査員として協力いただきました。

地元では、ぴーなっつのスタッフをはじめ、多くの関係者が自ら被災しつつ困難な生活をかかえながらも、原発事故で避難騒ぎのさなか、戻ってきた障がい者の支援に取り組んできました。

たくさんの方々の並々ならぬ努力と思いによって、さらに連帯感と団結力でもって、訪問調査活動を終えることができ、報告集として完成することができました。

福島県は、地震、津波、それに原発の事故によってまだまだ復興のめどさえ立たない状況にあります。福島県内に降り注いでいる放射性物質の恐怖によって、心が押しつぶされ、どうしようもない無力感にさいなまれることもあります。

しかし、放射性物質の重圧に負けることなく、福島県を新しく生まれ変わらせていくという気持ちで未来に立ち向かっていかなければならないと強く感じています。

放射性物質に負けない健康な身体を作るには、毎日楽しく笑って過ごして、免疫力をアップしていかなければなりません。

皆さんと、大いに笑って、新しい福島県を創造していきましょう。

### 障害者が安心して暮らし・働ける南相馬市をめざして ～緊急避難時における要援護者調査から～

#### 1. はじめに・・・南相馬市の英断

3月11日の東北大震災は福島県南相馬市で663名（8月25日付）の死者・行方不明者を出す大惨事となりました。さらに、福島第一原子力発電所の爆発事故は、市民に不安と

恐怖に陥れ、平穏な生活をも奪い去りました。震災前は7万人あった人口が緊急避難で一旦1万人まで減り、街は人影がなくなりました。しかし、4月に入り避難生活の困難さから「避難準備地域」の南相馬市に住民が戻り始めました。障害のある人やその家族も例外ではありませんでした。

災害の甚大さから、市民全体の被災、避難の実態が掌握できない南相馬市は4月中旬大きな英断をしたのです。「個人情報保護」の立場で他県、他市ではできなかった障害者手帳交付者名簿の公開です。

1. 障害のある人やその家族の生活の実態を把握する。
2. 緊急避難時の要支援の内容等を明らかにして要支援者名簿作成と要援護者避難計画の見直しを行う。
3. その調査を市内原町区の障害者支援事業所「NPO 法人びあ びーなつつ」へ依頼する。というものでした。

協力要請を受けたびーなつつは、JDF（日本障害者フォーラム）被災地障がい者支援センターふくしま（以下、JDF支援センター）に協力要請を呼びかけ、びーなつつとJDF支援センターが共同して調査活動に取り組むこととなりました。本格的な調査活動が始まったのは、震災から一ヶ月半経過した4月30日でした。

あの時の南相馬市の英断は、同市だけではなく、福島県、被災地域全体の災害支援活動のあり方に大きな波紋を投げかけることになりました。

## 2. 調査の内容

### 対象者

原町区／鹿島区の65歳未満の身体障害者手帳、療育手帳所持者1,139人を対象としました。（小高区すべてと、精神保健福祉手帳交付者は対象としていません）

### 調査員

- JDF（日本障害者フォーラム）構成団体の全国の障害関係の事業所・施設で働く職員。主に一定の職務経験のある現場職員があたりました。（期間中延べ618人が参加）
- 調査の方法は、2～3人が1組になり、個別家庭訪し聞き取り方式で行いました。

### 調査日程

- 第1次調査 4月30日から5月6日までの計7日間 障害の重い人たち対象
- 第2次調査 5月23日から6月10日までの計19日間 中・軽度の障害のある人たち対象
- 第3次調査 6月12日から9月頃 第1次・第2次で不在だった所

## 3. 調査結果からみえてきたこと

今回の調査の中で様々な実態が明らかになってきました。これらは今後の要支援者避難

計画策定に重要な提起となるでしょう。

### 全体の状況

調査対象者 1,139 人のうち調査時点（4月～5月）では 492 人で 43.2%の人が南相馬に在住していました。（原町区在住者 388 人 78.9%、鹿島区 103 人 20.9%であり、障害種別では身体障害者手帳所持者 343 名（69.7%）療育手帳所持者が 147 名（29.9%）。震災 1～2ヶ月で手帳保持者半数以上の人が市内で生活していることとなります。

### 避難時の実態

70%の人は、避難。しかし、そのうち半数は避難所を避ける。

- 調査時点で南相馬に在住している 492 名の内、70%にあたる 346 人が避難を経験しています。（50%以上が県外避難、他はほぼ県内）
- そのうち約半数の 169 人が避難所を避難場所とし、その他は親族や知人その他です。
- 避難の際に移動や搬送、介助等の支援が必要な人は約 40%です。移動手段、介助・医療の確保、バリアフリーの設備、情報提供、コミュにケーション不足等に支援内容は様々です。

### 避難後の実態

7割の人は、避難後にも支援必要。一方で、避難できなかった人も2割。

- 注目すべきは、避難日数について回答の得られた 329 人（避難経験者 492 人）の平均日数は 26.4 日でした。「原町の避難所に 1 泊したが、とてもここにいられないと自宅に戻った」人や車中で 1 泊した人、南相馬市内の馬小屋で数日を過ごした人など厳しい実態が聞かれました。半数以上の人はおよそ 3 週間以内に南相馬に戻ってきたこととなります。
- さらに注目すべきことがありました。避難しなかった、あるいは避難できなかった人が全体の 22%にあたる 108 人存在したということです。知的障害の人が多く避難しなかった、あるいはできなかった割合が高いのが特徴です。
- 避難場所での支援や配慮が必要な人は 69.1%というのも注目すべき点です。

### 継続的支援の必要な人

- 在住者の 1 / 3 以上の人に緊急生活支援が必要。
- 緊急避難時の支援や避難場所での支援・配慮だけでなく、市内で在宅生活している人の内、168 人（34.15%）が、緊急生活支援や継続的な支援を求めていることも明らかになりました。障害種別で見ると知的障害のある人が身体障害の人より倍近くが継続的支援が必要という調査結果です。

## 4. 南相馬市の教訓を「誰もを大切に作る」まちづくりに生かして

先般放送されたNHK震災報道番組で、東日本大震災被災地障害者の死亡率は、障害の無い人に比べ2倍だったというのです。災害が発生した瞬間に障害のある人はすでに命の危険を伴う状態に置かれる度合いは高いと言えます。平時から「緊急の事態が起きる」こ

とを想定した特別の手立てが必要なのです。

同時に、避難時、避難後の生活の実態があまりにも過酷で、無計画的すぎるといえます。自然災害が発する度に「災害弱者」の言葉が飛び交い、その対応に反省と改善策が強調されます。

障害のある人たちはその障害の特性から障害のない人と同レベルの生活や社会参加の営みを送っていくことに困難を抱えているといわざるをえません。この度の南相馬市被災障害者の調査活動で、災害発生時、避難時、避難後の実態が詳らかになりました。この実態はおそらく南相馬市だけの内容ではなく、多くの被災地に共通する実態だと推察します。市民の10%近くを占める障害者、高齢者を含めると約30%を占める要支援者と言われる市民が地域の中で生活していることを前提にした物的、人的な「要支援」の具体的な内容を整えておかななくてはなりません。

避難計画は、単なる「避難マニュアル」ではありません。「誰も分け隔てなく認め合い、守りあう共生の地域づくり」が日常の市民生活のなかで計画が息づき浸透する中でこそ、真の復興計画が生きてくるものでしょう。今回の調査結果はそれを示していると思います。

全国的にも、過去の災害史上でも類を見ない「障害者手帳交付者名簿の公開」と民間組織と共同調査に踏み切った南相馬市の教訓が「すべての市民の命と財産を守る、真に安全で安心な地域づくり計画」として形になって実践され、原発事故も含めた震災からの復興した南相馬のたくましい姿として蘇ることとなるでしょう。

## 障害がある当事者・家族の声

### 伏見さん 60代女性 身体障害・その他（左半身麻痺）

#### 1. 大地震で家族と自宅から脱出

15時いつものお茶の時間に地震が起きた。地震で、初めて仏壇がずれ落ち、いつもの地震の揺れとは違うと思った。その時、家には娘と孫がいた。娘は落ち着いていて、2階にいる孫を抱きかかえ、私には「お母さん先にいくから」と声をかけて、家から出た。家の前の道にはご近所の人が、不安そうに集まっていた。

#### 2. 治療困難な避難所での生活

震災後、すぐに息子の会社へ2日間は避難し、その後、クリーニング組合の所に1日避難し、その後、市内にあるあづま体育館に2週間避難した。

あづま体育館は、全体では2,200人が避難する大規模避難所だった。病気と障害を配慮してもらい、8畳の個室に他の家族と利用させてもらった。避難所では、赤十字の方や自衛隊の方が入れ替わり処置をしていただき励まされた。

避難時、抗がん剤を自宅から持ってこず、最初の一週間は飲まずに過ごした。しかし、このままではいけないと思い、自宅にある残り一週間分の抗がん剤を夫にとりに戻ってもらった。薬が無くなっても避難所の医者から、抗がん剤を処方してもらえなかった。腹部は、毎日消毒とガーゼ交換が必要だったが、2週間の避難所生活では入浴は1回だけだったので、

感染症にならないか怖かった。

### 3. 自宅でも続く困難な生活

「住み慣れた家に帰りたい」との思いから、3月下旬に自宅へ夫と二人で戻ったが、娘と孫は、原発を恐れ、他の町へ避難した。

自宅に戻り、まずは抗がん剤の確保と腹部をきれいにしなければと思った。抗がん剤は南相馬市の市立病院へ行くが休診しており、市内の産婦人科医を紹介され、そこで抗がん剤を入手した。その産婦人科は、外科、内科などの治療も行っており、男の人がたくさん居たので不思議な光景だった。

お風呂は、避難生活と癌により褥瘡ができているため、入ることができず、かけ湯で腹部を清潔にした。自宅にシャワーがなく、7月に福祉施設でシャワーを浴びさせてもらうまで、3ヶ月間お風呂に入ることができなかった。現在は、福祉施設で週2回お風呂に入らせてもらっている。

食料は入手が困難だったため、千葉県や神奈川県兄弟・親戚が車で物資を運んでくれた。配給が開始された後も、夫が2時間以上並んで物資を受け取っていた。

仕事のクリーニング業は、固定客がいるおかげで営業できている。夫は仕事を頑張っているの、炊事洗濯は自分がやらなければならないと思った。

### 4. 今振り返って思うこと

原発が水素爆発を起こしたとき、非常に恐かった。3年前から癌になり、その間、さまざまな治療を受け、被ばくする恐さを十二分に知っている。避難生活も自宅に戻ってからも、どこに行っても、癌があり、半身麻痺だった事でみんなに優しくしていただいた。

生きているだけで「感謝」と「幸せ」の毎日。ただ原発はいらない。

## 古小高さん 60代男性 身体障害 全盲 ・ 妻 60代女性 身体障害 弱視

### 1. 原発事故で状況は一変

地震はかなり長い時間、家がぐらぐらと揺れ、立つことができない状態だった。津波も、自宅が高台にあり、被害を受けることなく、ライフライン（電気・水道・プロパンガス）もつながっており、食料の買い置きもあったことから、最初は自宅に留まることに不安を感じなかった。

しかし、原発が水素爆発を起こしてからは、状況が一変した。爆発を起こした時、近所で爆発音や熱風を感じた知り合いもいたが、情報はラジオ・テレビのみで得ており、当初は避難区域が狭く、身近に迫る危機感は無かった。しかしその後、避難区域が3キロ・5キロ・10キロ・20キロと、状況が分からないまま徐々に拡大し、不安な気持ちが広がっていた。

みぞれが降る寒い天候の中、南相馬市でも避難説明会が開かれ、翌朝に避難するかしないかの決断を、その場で求められた。周囲には避難を決断した人もいたが、薬が入手できるのか、どんな避難所に行くのか、わからない事ばかりの中、視覚障害者の自分たちは、40



年以上住み慣れた土地を選択した。

## 2. 食料、薬が欠乏する生活

3週間もすると買い置きの食料が尽きようとしてきた。救援物資は、道路が遮断され、ドライバーが放射能を恐れたため、ほとんど地域に届かなかった。その時、仙台の息子が自転車で60キロを5時間かけて、物資(食料等)を運んでくれ救われた。

その後、物資が町に届くようになり配給が始まったが、原発の影響で、エアコンも換気扇も使えず自宅の窓を閉めきっていたため、配給についての防災無線が聞こえなかった。配給について知ることができても、タクシーはなく、誰かにお願いをして車で取りに行ってもらわなければならなかったため、2ヶ月間の配給期間を通じて、4～5回しか受け取ることが出来なかった。

多くの人たちが避難してしまったため、5月の連休までは、銀行・病院・郵便局等も機能しなくなってしまった。妻の糖尿病の薬をもらうために、親戚に車でとなりの相馬市の病院まで送り迎えをしてもらった。

行政へ何度電話しても繋がらず、行政が訪問し、説明やアドバイスをしてくれることもなく、わずかに自衛隊の人が様子を聞きに来てくれただけであった。

仕事はマッサージをしているが、3月～4月は多くの人々が避難したためお客はほとんど無く、生活保護を受けることも考えた。

## 3. 今振り返って思うこと

半年経った今、お客も徐々にも戻ってきているが、収入は原発事故前のように半分程度で、生活は苦しい状況が続いている。

普段から近所付き合いもしていたが、今回の震災で避難し、残った人も皆な自分の事で精一杯だったように思われ、視覚障害者の自分達は、孤立してしまった。

町の状況が大きく変わり、問題がこれほど長期化するとは、当初は考えていなかったため、今でも自宅に残って正しかったのか、誤りだったのか分からない。

仙台に住む息子が、数年後に南相馬市に戻ってきて、仕事を開業(柔整士)しようと考えてくれていることが、今の希望となっている。

## 大和田さん 40代女性 身体障害(上肢) 子ども3人 発達障害あり

### 1. 震災と原発事故発生にともなう決断

長女の中学卒業式の日、長女の友人の家を卒業祝いで訪問していた時に地震が起きた。帰宅すると、窓は全開で、家具は散乱していた。

次女は小学校に通っており、三女はデイサービスを利用していたため、無事だった。長女の友達には、家族全員が津波にあって死亡した家族もあった。自分も、普段通っている海岸沿いのお風呂に行っていたら死んでいた。

原発事故が起きた後、3月17日避難の災害説明会を聞きに行くが、体育館での避難所生活は、集団生活に適応できず強いストレスを受ける子どもの状態を考えて難しいと思い、

自宅での生活を選んだ。

## 2. 追い込まれたその後の生活

多くの方が避難したため、南相馬市の人口7万人が1万人まで減少した。放射線を恐れ、トラックも町に入ってこなくなり、食料・ガソリンが底をついて、餓死しそうになった。配給は、社協、小学校や道の駅で行われたが、子どもたちを自宅で待たせ、何時間も列にならんだ。当初配給は少なく、長女が一日一個の配給のおにぎりを、お腹をすかしている妹に分け与えていた。そんな状況を救ってくれたのは、親戚や友人、ボランティアが届けてくれた食料や物資だった。

病院が機能しなくなり、薬が無くなってしまうと不安が出て、1日の薬の量を半分にして、長期間服薬が途切れないように調整した。

屋内退避から、4月中旬に避難準備区域に変更され、徐々に住民が戻ってき、ようやく孤独や食料不安から解放されることができた。

現在は南相馬市以外の学校が再開したことから、5時半に起き弁当を作り、電車が運転してないため6時半に高校に通学する長女を最寄りのバス停へ送り、7時に次女を隣町の小学校まで送り、9時半に三女をデイサービスへ送るという生活を送っている。

自分も、福島市の専門病院の診療が再開したため、子供たちがいない間に、週一回福島市へ通院する忙しい生活を送っている。

## 3. 被ばくの不安

子供が5分間でも安心して遊べるように、自宅の周りを除染するために、三輪車を何度も洗浄したり、草むしりをしていている。夏休みには、次女、三女に屋外でのびのびと遊べるよう、大阪のボランティア団体がキャンプに招待してくれた。内部被ばくの検査のため、ホールボディ検査や尿検査を始めている。これらの検査を定期的に数十年続けなければならず、県外に避難する事よりも、住み慣れた自宅に留まる事を選択したことで、子どもたちに体内・外被ばくをさせた事についてお詫びのしようがない。

食べ物について、自分は福島産のモノを食べても良いが、安全の基準や情報がわからず、子どもには県外のモノを与えたいと思っている。行政は、混乱をさけるために、正しい情報を迅速に流してくれなかったことが悲しい。

## 4. 今振り返って思うこと

福祉の人・ボランティアの人に物資を助けられ、精神的にも救われた。支援活動をぜひ続けてほしいと願っている。自分も時間がない中でも、看護師として仮設住宅でボランティアをやりたい。長女もお母さんのように看護師になりたいと言ってくれている。

原発は日常あたり前のことがあたり前でなくなる。たくさん取材を受け、良いことも悪いこともあったが、自分が感じた震災の現実を伝える事が大切だと思っている。

震災の思いが色あせないように、3月11日のドライフラワーを今でも飾っている。

## 障害のある人への支援関係者からの声

### 「障がい者の命と安心」 NPO法人さぼーとセンターぴあ ぴーなつつ 所長 郡信子

あの3月11日から、こよなく愛する南相馬市の海は荒れ狂い浜辺は壊滅し、田畑は作物が作れず雑草で荒れ放題、緊急時避難準備区域が解除となった今も、子どもや働き手の若い世代は姿が消えてしまったままの状態が続く地域となってしまっています。忘れられないあの「ゴーストタウン」と呼ばれた時、ここに残っていた時を思うと、非現実的な現実、身震いのする恐怖に襲われていました。そのような中、まず救援物資として、食料とガソリンを届けていただいたこと、「これで、生きられる」という安堵感。次には、利用者さんや職員の状況が気になり、自ずと活動し始める活力となりました。代表と1職員と私と3人だけでした。家庭訪問を続ける中で、震災による初めての異常事態をずっと我慢している本人と家族の姿に限界を感じ、何とかしなくてはいけないという緊迫状況時のJDFの助けでした。「いいのかな？いいのかな？」と自問自答しながらも半年以上継続していただいています。

当法人の利用者さんのみならず、障がいのある方々の悲惨な状態が如実になった状況の中で、市の個人情報の開示によりJDFの訪問活動が始まりました。1,139人もの訪問調査を完了し、報告書にまとめ上げたJDFの訪問活動の力にただただ敬服でした。

障害の重い人たちを対象とした一次調査で報告されたケースの問題の深刻さ。医療の崩壊による命の危険性、食べ物が無い、お金がない、どこに避難してよいかわからない、高齢者が障がい者のお世話をしている、利用していたサービスが途切れて使えない、家族の負担と疲弊、広報が聞こえず不安、度重なる移動によるイライラやパニック、近所がいなくなり子つり状態、死んでもいい……と。何をどうしてよいのか。一人ふたりならず、ほとんどの方が何らかの困難さを抱えている状況。今思い返しても一次調査は、戦場のようでした。

時間の経過とともに中・軽度の障害の重さをもつ人を対象とした二次調査では、困難さに変化があり、日常を取り戻そうと、日中活動や働く場を必要とする方々が多く、また、夏休みと重なり、障害がある子供の居場所にも課題が出てきました。人としてしあわせや生きがいを感じるのは、働くことや行くところがあること、誰かと何かをやること、そんなことが必要でしょう。でも原発問題が明らかになるにつれ、生きにくさが増大する傾向が出てきたように思います。その中で、諦めないように繋がることが目標に関わってきました。

浜辺が壊滅的と言っても、そこにいた障がい者はどこに行ったのか、お会いできない障がい者はどこでどのように生活しているのかとJDFの追求は手を緩めませんでした。最後のひとりまでという人の命と安心を確認するまで、そのような対応を終始とっていただいたことに福祉の原点を感じました。

災害規模も例にない中、一事業所や個人でできることでなく、全国から延べ1,000人超というJDFの方々の貢献に「助けられた。救われた」という強い思いがあります。この

活動なしに南相馬市の障がい者はどうなっていたのでしょうか。このような大災害においては、障がいがあるがなかろうが、困難なことは同じ、そしてその渦中の者の力には限界があるということをしみじみ味わいました。新たな課題に、まだまだ支援や関わりが必要です。トンネルの出口を抜けた気分ですが、この先どの方向に進めば明るい安心できる道か、まだまだ模索しながらも前進していきたいと思う日々です。

#### **「相談支援の現場から」 福島県障がい児者地域療育等支援事業 相双圏域 相馬方部 担当 相談支援アドバイザー 四條拓哉**

東日本大震災当初は、年度替わりという事もあり安否確認と避難先での進路、地域の状況伺い、家族状況の変化（親の就労等、養育者の不在）と主に電話相談ではありましたが、多問題を抱えたご家族の相談が多い状況でした。

地域に残られている方では、来所相談も増え、新規で来られる方も増えました。子どもも不安により行動の変化があったり、ご家族が悩まれうつ病を患ったりするかたも複数相談にられました。安否確認も県内では治まらず、県外の避難先からの相談ということも多々ありました。地域が混乱し、支援体制も混乱した中で、県外の避難先での支援についてスムーズな対応が出来なかった記憶があります。

当時は情報が錯綜し、自治体機能も混乱していました。一般の避難所での生活が難しいため、自力で県内外に避難したご家族が多く逆に、重度の障がいを抱えている避難のできないご家族もあり、さらに輪をかけて放射線の影響により物資が自治体に入っていない現状でした。燃料が無い、食べ物も無い、薬も無い、情報が入っていない・・・目の前の生活に多大な不安を抱えていました。長期にわたる避難生活も限界になり、震災から2ヶ月が経過する頃には徐々に地域に戻り始めました。避難生活で生活環境が大きく変化しストレスを抱えて地域に戻られました。

仮設住宅なども、発達障がいや身体障がいをもつお子さん、ご家族にとっては入居が難しかったり、医療の必要な児童にとっても、身近な地域で医療が受けられない状況です。仮設住宅については、障害者数（発達障がい含めて）のデータがあったにもかかわらずそれを目安として、当初から福祉的な仮設住宅へ有効活用できなかった葛藤がありました。縦割りではなく、横の連携の重要性を改めて感じました。

療育が必要な児童の資源として、児童デイサービス事業所も震災前には南相馬市に3ヶ所、相馬市に2ヶ所あったものが、南相馬市では、1箇所が警戒区域内、さらに1箇所が線量が高いため休止を余儀なくされました。

現在は、児童デイサービスが南相馬市に1ヶ所、相馬市に2ヶ所、またボランティアサークルとして活動の始まった資源があります。現在は、養育する親の不安からの相談（仕事と居住など）、子どもへのそういった影響や今まで気張ってこられた支援者側のケアが必要になってきています。

地域状況と家庭状況も大きく変化し、相談が激増したなかで相談支援専門員も被災し、

相談支援体制が脆弱化した現状があります。住み慣れた状況から一変し、生活のし辛さが浮き彫りとなりました。その状況に対応できるマンパワー不足が顕著です。放射線の影響等で地域に定住される方が減少し、福祉のみならず、医療、就労、交通なども見据えた課題が地域にはあります。

障がい福祉の相談窓口として新たな地域の仕組みづくりが必要と感じています。各相談支援事業所が少数の専門員の配置では対応できない現状でもあり、複数の相談支援事業所を統合したセンター化を図り、マンパワーの安定と相談する窓口を一本化し、ワンストップの相談しやすい地域づくり、また情報を集約するのにスムーズな体制を検討する必要があります。情報共有の場、地域の仕組みづくりについて地域自立支援協議会も有効活用し、一步一步前進していきたいと思っています。

### 「ほっと悠の震災後の状況と今」 特定非営利活動法人ほっと悠 精神保健福祉士 工藤慎吾

3. 1 1の東日本大震災によって、南相馬市は20キロ圏内の警戒区域と30キロ圏内の緊急時避難準備区域と30キロ圏外と大きく分けて3つに分けられた。それによって今まで経験したことがないことばかりで、心身ともに疲弊していった。

震災後、南相馬市の人口が半分以下になり、今も子供たちや若者たちが県内外に避難している状況である。病院や作業所等も人手が少ない中でも再開をしているが、以前のようにできないことが多い。また、そのような状況でも作業所に通う利用者たちはどんどん増えてきている。そんな中、JDFの方々から南相馬市に応援に来ていただき、事業所の支援に携わってくれた。神奈川、京都、兵庫、和歌山など遠方から現地支援に来てくれて大変お世話になった。みんないい人たちばかりで、利用者たちも大変喜んでいたので思い出す。

週替わりで支援員が代わってしまうため、みんなが慣れたところに支援が終了となってしまうことがあり、とても残念な気持ちだった。しかし、いろんな支援員の方々と知り合いになることができ、このご縁で先日は横浜から支援に来ていただいた方の事業所に足を運ぶことも出来た。

ほっと悠は、震災後事業所を休止しなければならない状況となった。地震や津波の影響はほとんどなかったが、原発事故の影響で一部警戒区域となり、また屋内退避の指示が出たため外での作業が制限された。避難する人たちも多く、家庭の事情等で南相馬市に帰ってくる人がほとんどいなかった。徐々に利用者たちが戻り始めてくる一方、スタッフたちは戻れない人たちが多く、事業所再開はほぼ不可能に近かった。しかし、利用者一人ひとりの安否確認をしていくうちに事業所再開を望む声が多かったため、5月10日にほっと悠を居場所として再開した。開所したときは15名弱の利用者が来所した。

再開後も徐々に利用者が増え始め、以前のように働きたいという想いの利用者が多かった。その当時は南相馬市内の事業所では鹿島区は通常通り機能していたが、原町区では再開している事業所は1～2か所のみだった。緊急時避難準備区域であることから事業所再

開することに賛否両論あったが、利用者の居場所がないことが課題としてあった。利用者たちは行くところがないため自宅で閉じこもり、一日中家の中で過ごしていた。そのような状況が続くことに違和感を感じたこと、そして震災前のように戻ってみんなが楽しく過ごせるような街にしていきたいという希望があったので事業所再開をすることに決めた。

現在はほっと悠を利用する人は30名を越え仕事も徐々に増えてきた。震災前とは違ってスタッフがいろんな業務を兼務しながら対応している。新たなスタッフも懸命に頑張っているが、慣れない仕事に四苦八苦してなんとか維持できている状況である。利用者たちの顔つきも変わり始め、自分から率先して仕事に取り組みもうとする意欲が出てきた。自分が与えられている仕事にやりがいを感じるようになり、さらに利用者同士の結束が生まれ、人に喜ばれるような仕事をしていきたいと思って仕事をしている。これからも出来ることから少しずつ取り組んで、地域の人たちに喜ばれるほっと悠にしていきたいと願う。

## 全国から支援に入っていた方からの声

加藤美砂緒（兵庫 かがやき神戸）

福島入りしたのは5月中旬、地震から3ヶ月経った初夏の始まりの頃であった。町に着いてまず感じた事は「ここは（南相馬）なんて住みやすいところだったのだろう」ということだった。田や畑、山の緑が豊で、生活の為の医療や買物の施設もほどよくある。住居は大きく日当たりが良い。また、どの家にも雨戸がないことをみると、この地域の治安の良さや穏やかな気候がうかがい知れた。

この頃のJDFは、第一次訪問調査（障害程度の重度の方々を対象とした訪問）を終え、第一次調査（中～軽度の方々）と、第一次調査でお会いできなかった方々への訪問を開始していた。大地震から3ヶ月が過ぎ、住民は避難所から自宅へ戻りつつあった。この訪問において、私たちがしっかりと聞き取ろうとした点は三つ、①避難したか否か、しなかったのなら、その理由は何か、②避難された方々においては、避難所の生活はどうであったか、③何ゆえに避難所から自宅へ戻ろうと決めたのか。ほとんどの方から返ってきた応えは、異口同音に「避難所生活はできない」という言葉であった。避難所にはベッドがない、障害者用トイレがない、スロープがない。避難所では障害ゆえの要求をわがままとみなされる。周りの人からは「こんな非常時なのだからそれぐらい我慢しろ」。だから、放射能の事はとても心配だが自宅へ帰ってきたと言われる。

障害者自立支援方では生きていくための支援がサービスであると解釈された。このことと、避難所での障害者に対する見方はとても似ている。目に見えない放射能がとても危険なように、障害に対する人々の偏見もとても怖いと感じた。原発事故をきっかけに放射能の専門家がその怖さを訴え始めた。私たちにとっても今が、この調査から知りえた貴重な災害時の障害者の実態を、福祉の専門家として世間に訴えるチャンスであると感じた。

### 南相馬市での調査活動、支援に関わって 吉田貴子（神奈川 花みずき）

私は9月11日から19日までの一週間のボランティア活動を行いました。ちょうど、震災が発生してから半年が経ったときで、南相馬の街はだいぶ改善されているのではないかと思います。しかし、市内にはまだまだ倒壊した家屋や、陸にあがったままの舟が点在しており、驚きました。

月曜日から3日間は現場支援のお手伝いをしました。何をしても良いかわからず様子を見ている事しかできない私にメンバーさんも職員さんも暖かく接してくれ、その笑顔のおかげで少し緊張が和らぎました。もっとも時間があればという思いで現場支援が終わってしまいました。木曜日からは訪問調査を行い、実際にそこで生活している方たちと出会い、話をする事ができ、みんなが今抱える、多くの不安や、困っていること、震災の時の状況や今の生活状況に直接触れる事ができました。病院が少なく、現時点での医療の限界、目に見えない放射能への恐怖や、なかなか復興しない街への不安などを抱えながらも、それでも南相馬で仕事がしたいと話していた方が多く、みんなこの街が大好きなのだと思い、一日も早く今までと同じような生活が出来るようになることをただ祈る事しかできませんでした。また、鹿島のほうは津波の被害が激しく、住所を訪ねても家はなく、車のナビの指し示す場所には道もなく、ここに沢山の家があったのかと思うと、言葉も出ず、胸が詰まりました。

たった一週間の活動はこれからの長い道のりから考えたら、とても些細なことかも知れませんが、でも小さな力の積み重ねが大きな力になることを感じる事が出来ました。南相馬で私が見たこと、感じた事を一人でも多くの人に伝え、もっとも大きな力となるように、そして、横浜に戻っても被災地が一日でも早く復興できるように活動を続けたいと思っています。

### 南相馬での支援活動にかかわって 牛島輝彦（長崎 ドリームパーク）

今回の支援活動を通し、現地に実際に足を運んで見ないとわからない事がたくさんあるということ、心から実感する事ができました。8月の夏休みの期間中なのに、まだ緊急時避難地域という事もあり、子どもたちの姿がほとんど見られないということにとっても衝撃を受けました。子どもを持つ親の立場として、自分ならどうしたのかという事も考えました。そのような環境の中、「ぴーなっつ」が事業をいち早く再開し、障害のある人はもちろん、そこで生活する人たちの心の拠り所になったことは間違いありません。ここに集まってくる障害のある人たちや、その人たちを少ない人数で懸命に支援する職員の皆さん方に、こちらが逆に勇気と力をいただいたように思います。このことを1人でも多くの人に現地に足を運んでもらって感じてもらえたらと思います。

66年前の8月9日、長崎には原子爆弾が投下され、たくさんの方が亡くなり、多くの方が今でも苦しんでいます。長崎に住む私たちは、この長崎が最後の被爆地となることを願い続けてきました。最後の被爆地であったはずの長崎から、新たな被爆地となった福島に

支援活動に入ることになった現状に、長崎県民としてとても悔しく思います。今、長崎で生活している私が、一瞬にしてその前後ですべてが変わってしまったこの現実のすべてを理解する事は難しいのかもしれませんが。しかし、ここでの経験をもとに、いつもと変わらない風景やそこで生活する人たちの笑顔がいかに素晴らしいものか、そしてその素晴らしい風景と笑顔が一日でも早く戻るよう、いろいろな場所で訴え続けていきたいと思います。本当にありがとうございました。

### **支援活動を通して感じたこと 引野充朗（京都 みやづ作業所）**

1 番印象に残ったのは、現地でお世話になった事業所で働いている職員の方々の温かさやバイタリティー、そしてなにより素敵なお笑顔です。支援に行ったはずの私たちが逆に元気をいただきました。日々の生活や職場の中でも見習わないといけないと思いました。

活動内容は南相馬市に住む中軽度の障がい者の、緊急的避難時における要支援者の調査です。殆どの方は地震による原発事故、放射能汚染のため避難されていて、生活感があまり感じられない状況でしたが、数人の方にお会いし話を聞く事ができました。障がいがあるため、ご本人や家族の方々も避難できなかつたり、様々な情報が得られずストレスから体調を崩されたり、仕事も失い経済的にも生活が困難な状況である事が肌で感じられました。

聴覚障がいの方の家を訪問した時の話です。地震発生時、停電でテレビやFAXが使えず、携帯のメールも通じない状況で情報が入って来ず、本当に不安な状態で過ごされたと涙ながらに話してくださいました。自分がその方の状況になったらと考えるだけで、とてつもない不安や恐怖を感じました。そんな中、訪問活動を通して話を聞いてもらえたこと、支援センターや「でいさぼーとびーなっつ」の事を知り、情報をいただけたこと、相談に乗っていただける場所があることがわかり、人とのつながりを持てたことで、不安な気持ちたちが和らいだとお聞きし、私たちの支援活動が少しでも役に立ち、意義あるものだったと感じる事ができました。

また、各地から支援に来ている方々と力を合わせ支援活動を取り組み、とても良い交流もでき、貴重な体験をさせていただき、たくさんのお話を学ぶことができました。

支援はこれからもまだまだ必要です。私たちみんなつながりを持って力を合わせて復興に協力していく事が大切だと思います。

さらに、原発事故や放射能汚染が改善され、安心して安全な街になり、避難した人たちが戻って生活してほしいと強く思いました。



ひとりじゃないよ！ 信じあい 助けあいながら

2011年12月7日発行：JDF 被災地障がい者支援センターふくしま

住所：〒963-8025 福島県郡山市桑野1丁目5-17 深谷ビルB棟101号 TEL：

024-925-2428 FAX：024-925-2429

メール：shienfukushima2011green@yahoo.co.jp

平成23年11月1日

被災地交流サロン「しんせい」がオープンしました!!



#### サロンしんせいで行う活動内容

- 被災地の障がい者交流・情報交換の場として Welcome パーティー・福祉授産製品の展示販売・仮設住宅での炊き出し等を行っていく予定です。
- 地域交流、つながり作りのため、勉強会・講演会・イベント等の会場として地域の方にも利用して頂きます。
- ふくしまの情報発信・復興を目指し、「つながり∞ふくしま」への参加をしていきます。
- 大きな災害時に、障がい者やその家族が一時的に避難していただく場として提供をします。

#### 被災地交流サロン「しんせい」

ご利用時間	午前10時～午後5時 ※ご利用時間外の申し込みについてはご相談ください。
住所	〒963-8022 福島県郡山市西の内1丁目25-2
電話番号	024-983-8138
ホームページ	<a href="http://saronsinsei.jimdo.com/">http://saronsinsei.jimdo.com/</a>

## パンフレットを配布中です

県外からのボランティアが中心となり、被災地障がい者支援センターのパンフレットを、郡山市や二本松市をはじめ、県内の仮設住宅に順次配布して、障がい者の所在確認や相談支援利用の呼びかけを行っています。



## 「命をつなぐ・守る活動」から「暮らしや仕事を取り戻す活動」まで 遠隔地からの復興支援 ～西村さんの缶バッチ販売による支援～

私は静岡県から来た 40 歳の会社員で、被災地障がい者支援センターのボランティアで活動させて頂きました。今回の活動内容は、仮設住宅調査がメインでした。

私が福島にボランティアに来た目的の一つは、遠隔地からできる復興支援を見つけることです。活動初日、センター内にあった南相馬ファクトリーの缶バッチが、すぐ目に止まりました。

活動中に、南相馬市に行くことになったので、缶バッチの話を聞かせていただくため、南相馬市にある福祉事業所「えんどう豆」、「ひばり」、「ぴーなっつ」を見学させて頂きました。

特に「えんどう豆」では、人々が元気よく前向きに働いている姿勢に、今まで以上に支援に対する気持ちが強くなりました。缶バッチを購入して地元に戻り、この缶バッチをどうするかを考えました。静岡と福島

でもつながりを持てるように、静岡県御殿場市の「むつみ作業所」さんに相談をしたところ、是非協力させて欲しいとのことで、道の駅のイベントで缶バッチを販売してくれました。このつながりを大事に少しずつ広げて行ければと思います。静岡からも応援してます！



静岡のサービスエリアでの缶バッチ販売の様子

## 「つながり∞ふくしま」とは・・・

「みんなと一緒に仕事がしたい」という、被災地の障がいを持つ仲間を応援するための

プロジェクトです。

現在は、福島県内の農場の放射性物質を吸収させるために、菜の花やひまわりを植える活動や、南相馬ファクトリーさんが作る缶バッチ販売などの活動を行っています！！

みなさんも、このつながりが無限「∞」に広がっていきけるよう、応援よろしくお祈いします。

### サテライト自立生活センター ～障がい者の避難のために～

東日本大震災で原発の事故が起き、多量の放射性物質が福島県内にまき散らされました。

放射性物質は目に見えないのでみんな生活していますが、5～6年後から身体に影響が現れるといます。放射線の影響が一番早く現れるのが子供たちで、次に免疫力の低下した高齢者や障がい者です。私たちは福島県自立生活センター協議会と連携して、若い障がい者を中心に福島県外への避難を支援していくことによる活動を展開しています。今年の10月には神奈川県相模原市に



神奈川県の県外避難拠点 シャローム

ある旧ケア付き住宅「シャローム」を借り受けて、避難拠点を設けました。福島県内に「サテライト自立生活センター設立プロジェクト」を作り、また、避難拠点のある相模原市では、地元団体等の支援を受けています。

今後、グループ等でサテライト自立生活センター運営会議を行い、福島県内で避難を希望する若い障がい者などをスムーズに県外に避難できるよう取り組んでいます。

#### 相談窓口のご案内

東日本大震災で被災された福島県内の障がい者の皆様に対し、必要な情報の提供や様々な相談を受け付けております。

委託事業所：NPO 法人あいえるの会（福島県相談支援充実・強化事業）

【住所】〒963-8025 福島県郡山市桑野 1-5-7

被災地障がい者支援センターふくしま内

【相談受付時間】午前8時30分～午後5時30分（土日祝日含む）

※年末年始12月29日～1月3日休み

【相談方法】電話やメール、支援センターへの来所、自宅訪問での相談も可能です。

【相談内容】避難先での生活 将来の生活 福祉サービス 医療関係 教育や療育 就労等

【相談直通電話】 024-983-7646

【FAX 番号】 024-925-2429

【メール】 hisaichisoudan@cameo.plala.or.jp

**自主避難をお考えの方、当センターまでご相談下さい！**

福島県の県外への避難者は、5万人を超えました。その多くは放射線被害への懸念からのものです。しかし、障がいのため避難できるかどうか悩んでいらっしゃる方がいましたら、ご連絡下さい。各地の団体とのネットワークを活かしてご相談にのります。

【電話番号】：024-925-2428      【FAX 番号】：024-925-2429

※年末年始（12月29日～12月31日、1月1日～1月3日）は支援センターお休みとなります。

## 「障がい者のためのわかりやすい東電賠償学習会」 Q & A マニュアル (配布資料)

制作 日本弁護士連合会高齢者・障害者の権利に関する委員会、高齢社会対策本部  
※「障がい者のためのわかりやすい東電賠償学習会」Q & A マニュアル全文は、こちら (外部リンク・PDF) からダウンロードしてご覧いただけます。

### このテキストについて

2011年3月11日に発生した東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所の事故は甚大な被害を発生させています。

原発事故による損害について、現在東電の賠償が課題となっています。

しかし類例のない事態であり、賠償の指針等の情報も日々変化しており、法律家にとっても理解は一筋縄でいきません。被害に遭われた一般の方にとって損害賠償をどう考え、どう進めていくのか、専門家の助言なくしては難しい面があります。

なかでも障がいのある人にとって、情報の正確な収集、交渉力等を補うことなく自力で全て進めていくことには困難があると思われます。加害企業である東電に言われるままに請求したり、請求の権利のあることが知らされなかったり、請求を諦めたりなどの事態も考えられます。

日本障害フォーラム (JDF)、日本弁護士連合会、福島県弁護士会は、障がいのある人が被害者として適切に権利を行使できるよう、原発損害賠償について分かりやすく理解できる学習会を実施し、今後もそのための支援活動を続けていく所存です。

本マニュアルは2012年1月に福島県郡山市内で開催された第1回目の学習会用に講師2名が作成した講義資料です。Q & A方式のテキストとしました。

8月の学習会に向けての改訂では、前篇を賠償全般、後篇を障がい者特有のことに大きく分け、後者には「障がい者の慰謝料増額の目安」「障がいに伴う事情説明書モデル」を盛り込んだ点に特徴があります。

情報が多すぎるとかえって伝わりにくいと見え、出来る限り情報を選びましたので、抜けている事項も多くあります。詳しいことは弁護士等の専門家に相談しながら進めて頂くようお願い致します。

2012年9月

日本弁護士連合会高齢者・障害者の権利に関する委員会、高齢社会対策本部  
日本障害フォーラム (JDF)

## 全体の章だて

前編 賠償全般の話

第一章 損害賠償のいろは（基礎知識）

第二章 どんなことが賠償の対象となるか（損害の対象）

第三章 請求の方法（手続）

第四章 相談窓口など

後編 障がい者特有の話

第一章 障がいのある人特有の問題

## 前編 賠償全般の話

### 第一章 損害賠償のいろは(基礎知識)

問：賠償してくれるのは東電ですか、国ですか、行政ですか？

回答：東電です。

解説：

原発事故の賠償は「原子力損害の賠償に関する法律」（以下「原賠法」と略します）が定めています。その法律は原発事故の損害は、原子力の「事業者」（福島原発で言えば東京電力）が責任を負うとします（第3条）。そして、故意（わざと悪いことをした）とか、過失（注意が足りなかった）があったのかどうかなどは一切関係なく、事業者には賠償責任があります。

要するに、東電には、原発事故を起こして沢山のの人に迷惑を与えた加害者、加害企業として損害賠償を被害者に対する義務があり、被害者には賠償を求める権利があります。

しかし、「賠償」とは、被害者がただ待っているだけでは行われません。年金など、一度資格が確認されれば自動的に振り込まれてくるというようなものではありません。そのため、事故の被害者であるけれども、事故の責任者である東電に対して、どのように賠償金を要求していくかを知っておく必要があります。

原賠法には「事業者（東電）以外の者には賠償責任がない」という意味の規定があります（第4条第1項）。これは原賠法の「責任集中原則」と言われています。では、国は賠償問題と関係がないのでしょうか？やはり、国策として原発政策を推進し、原子力発電事業の許可を与えてきた国にも責任はあります。原賠法では、事業者が被害者にしっかりと賠償を実施するように援助する責任などが規定されています。

小問：

では、国や公務員の違法行為に基づく損害賠償を定める「国家賠償法」に基づき国に対して被害者は賠償請求権を行使できるのでしょうか。これは説が分かれています。

【請求出来ない説】

原賠法4条の「責任集中原則」がある以上、無理であるとする説。

【請求できる説】

本来憲法17条が、何人も公務員の不法行為により損害を受けたときは法律により国に賠償を求めることができる旨規定されており、それは憲法上の市民の重要な権利であるとする説。

仮に原賠法4条によりそれが否定されるというならば、そのような規定は憲法違反として無効である。

いずれにしても、立法のあり方として、原賠法の規定ぶりには批判があります。

問：支援機構って何ですか。

回答：

平成23年8月3日原子力損害賠償支援機構法が成立し、原子力損害賠償支援機構による東京電力に対する資金援助の制度が出来ました。被害賠償を円滑に進めるために国が東電の損害賠償の実施を支援する仕組みです。

問：「原子力損害賠償紛争審査会」の「指針」って何ですか。

回答：

平成23年7月29日、平成23年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律（いわゆる「仮払い法」）が成立し、国が原子力損害賠償紛争審査会の指針にもとづいて、被害者に、東京電力が支払うべき損害賠償額の半額以上を立て替えて支払い、代わりに東京電力に請求することになりました。そしてこの審査会は今まで、賠償問題での「指針」という共通の目安を公表しています。

第一次指針 平成23年4月28日

中間指針 平成23年8月5日

同 追補（自主的避難） 平成23年12月6日

これらの「指針」は加害者である東電と被害者との間の紛争の自主的解決（話し合いによる解決）を促進するための目安であって、裁判所の判断を拘束するような法的な効力はありません。

とはいえ、有識者により議論された国の法定審査会の出した指針であり、裁判所の判断にも影響を有することは予想されます。したがって、これらの指針がどのように言っているのかの点の検討をしないで損害賠償の範囲や額を判断出来ないだけの重みがあるのも事実です。

他方、指針は最大公約数としての大枠の考えを示しているものであり、指針自体が、「指

針で示された範囲以外の損害も個別の事情に応じて認められる」旨を繰り返し強調しています。

問：「あわてて請求するな」と言われますが、時効で請求出来なくなることはあるのですか。

回答：時効で請求出来なくなることがあります。

解説：

東電に対して賠償の請求をするべき期間は原則として平成 23 年 3 月 11 日から 3 年以内です。

したがって、時効で請求できなくなることはあります。よって、ある程度ゆとりをもち、ぎりぎりでの請求は避けるべきではあるものの、現状ではあわてて請求する必要はないものといえます。

問：東電から届いた書面についてどのような点に注意したらよいでしょうか。

回答と解説：

まずは、そもそも、東電の書面は、加害者側が作成したものであり、必ずしも被害者の視点に立っていないとの批判があることを理解してください。したがって、そもそも、東電の書面を使わないで請求することも可能ですが、仮にこの書式を使うとした場合の注意点を以下においてご説明します。

### 1 記入は慎重に

東京電力からの原子力損害賠償の請求書類には、「同一補償対象期間における各補償項目の請求は 1 回限りとする」とあり、請求漏れがあっても後から請求できなくなるおそれがあります。

### 2 合意書を作成する前に再確認を

当初、原子力損害賠償の請求書類中に同封されていた「合意書」には、「一切の異議・追加の請求を申し立てることはありません」と記載されており、一度合意してしまうと、その期間のその項目の損害について、それ以上の請求ができなくなるような状況でした。

この点、東電は、世論の批判を受け、平 23 年 10 月 11 日に、「一切の異議・追加の請求を申し立てることはありません」との記載を削除することを記者発表しております。しかし、最終的に合意をする際に、この記載がないことをきちんと確認することが極めて重要です。

### 3 土地や住宅については、先送りされており問題です。

当初送られた東京電力からの原子力損害賠償の請求書類では、住めなくなった土地・住宅等の「財産価値の減少分の補償」という重要な部分については、この書式からは抜け落ちています。



#### 4 請求方法は他にもあります

損害賠償請求の手続の方法はひとつではありません。より簡便な申立書式による申立てを認めている原子力損害賠償紛争解決センター（外部リンク）に申し立てる方法もあります。日弁連では申立書の書式例（外部リンク・PDF）を作成していますので、ご利用ください。

## 第二章 どんなことが賠償の対象となるのでしょうか（損害賠償の対象）

問：どのようなものが損害賠償の対象となるか。企業などではない個人の場合の損害の対象となる項目を大雑把に教えてください。

回答：

大雑把に言えば、以下の損害が挙げられます。

1. 避難に伴う実費（身体の放射能の検査をするための費用、逃げるための費用、家に一時的に戻る費用、家に帰る費用、生活費の増加）
2. 生命・身体的損害（逃げる際の怪我、避難中に身体の状態が悪くなったこと等）
3. 精神的損害（避難生活の苦しさなど）
4. 営業損害
5. 就労不能等に伴う損害（働けなくなりもらえなくなった給料、仕事を失った損害）
6. 検査費用（持っているものや自動車の放射能の検査をする費用）
7. 財物価値の喪失又は減少等（土地や建物が放射能で汚されて価値が減った分）
8. 放射線被曝による損害（放射能を浴びたことによって起きた病気など）
9. 自主的避難に伴う損害及び避難をしなかったことによる損害

問：原発事故による汚染地域から避難した費用や、放射性物質の有無の確認のために受けた検査費用は賠償してもらえますか。一時立入費用や帰宅費用は、どうでしょうか。

回答：避難費用、検査費用、一次立入費用、帰宅費用はいずれも賠償の対象となります。

解説：

#### ①避難費用について

中間指針によれば、以下の費用が、避難に関する損害として認められるものとされています。

- 対象区域から避難するために掛った交通費、家財道具の運搬費用
- 対象区域から出て暮らす以外になかったため掛った宿泊の費用や関連する費用
- 損害の金額は、実際にかかった金額を原則とします。

ただし、領収証をとっておく余裕がなかった事情などがあれば、統計などを使って平均

的な金額を推定する方法でも構わないとされています。

例えば、ガソリンスタンドの領収書がそろっていなくとも避難場所までの移動距離から通常かかるはずのガソリン代などを計算して、金額を計算することも可能です。

## ②検査費用（人体）について

- 中間指針によれば、避難等対象者については原則として、被爆にかかる検査費用及びその付随費用（検査のための交通費等）が損害として認められています。
- 放射性物質は、量によっては人体に多大な負の影響を及ぼす危険性がある上、みえず、臭わず、人の五感作用では知覚できないため、当然認められるべきものと考えられます。
- 請求にあたっては、検査費用に関する領収証が必要となります。

## ③一時立入費用及び帰宅費用について

中間指針によれば、平成 23 年 5 月 10 日以降の警戒区域内に住居を有する者が、市町村が政府や県の支援を得て実施する一時立入りに参加するために自己負担した交通費、家財道具移動費用、除染費用等（前泊や後泊が不可欠な場合の宿泊費も含む）は、必要かつ合理的な範囲内で賠償の対象になるとされています。

問：避難に伴う生活費の増加分を賠償してもらえますか。

回答：

被害者救済にあたる弁護士からすると賠償してもらえるものと考えていますが、中間指針などによれば、避難に伴う精神的な損害に含まれ、特段の事情が認められる場合に限り、実費の賠償をするとされています。

解説：

審査会の第 2 次指針、中間指針によれば、通常範囲の生活費用の増額であれば精神的損害として加算されますが、特に高額な生活費の増加費用の負担を余儀なくされた場合には、高額な費用を負担せざるを得なかった特段の事情があるときは、別途、必要かつ合理的な範囲において、その実費の賠償が認められると説明しています。

つまり中間指針は、避難対象者の精神的損害として、【本件事故発生から 6 ヶ月間】について、1 人月額 10 万円～12 万円を目安とし（屋内退避者 1 人 10 万円）、この金額の中に通常範囲の生活費の増額分は既に入っており、高額な生活費の増加費用を負担せざるを得ない場合には、別途、その特別な事情を立証した場合に限り賠償が認められると説明しています。

なお、「避難に伴う生活費の増加は特別な事情を除いて精神的損害の月額 10 万～12 万円に含まれる」という指針の考えは実態に即しておらず不十分であるという被害者からの声が多く、慰謝料と実費を合わせてアバウトに算出することは被害者救済に資する基準ならばともかく、法理論的にも疑問があります。

問：避難を余儀なくされ、体調を崩した場合などの損害はどうでしょうか。また、東京電力に請求するには、どのような書類が必要ですか。

回答と解説：

中間指針によれば、政府の指示により警戒区域や緊急時避難準備区域等の対象区域からの避難や、屋内退避等を余儀なくされた方（以下「避難等対象者」といいます）に対する生命・身体的損害につき、以下のものが損害になるとされています。

1. 本件事故により対象区域からの避難等を余儀なくされたため、傷害を負い、健康状態が悪化(精神的損害を含む)し、疾病にかかり、あるいは死亡したことにより生じた逸失利益（たとえば死ななければもらっていたはずの将来の給料など）、治療費、薬代、精神的損害等
2. 本件事故により対象区域からの避難等を余儀なくされ、これによる治療を要する程度の健康状態の悪化等を防止するため、負担が増加した検査費、治療費、薬代等  
これらの損害を請求する場合に必要な資料は、下記のもので考えられます。

記

医師による診断書、医療機関からの治療・検査費用の領収書、通院交通費のメモなど

問：避難等の指示等による精神的損害＝慰謝料について教えてください。

回答：東電は原則として月額 10 万円としていますが、弁護士としてはこれでは足りないと考えています。

解説：

中間指針は、避難等の指示により避難生活や屋内退避等を余儀なくされたことによって、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛を損害と認め、避難対象者につき、以下のような賠償額の算定方法を定めました。

記

第1期（本件事故発生から6ヶ月間）

1人月額10万円を目安とする。但し、避難所等における避難生活をした期間は、1人月額12万円を目安とする。

第2期（第1期終了から6ヶ月間）

1人月額5万円を目安とする。但し、警戒区域等が見直される場合には、必要に応じて見直す。

第3期（第2期終了後、終期まで）

今後の本件事故の収束状況等の事情を踏まえ、検討する。

屋内退避者

屋内退避者は、屋内退避区域の指定が解除されるまでの間、同区域内で退避していた者について、1人10万円を目安とする。

※損害発生の始期と終期について

損害発生の始期は、個々の対象者の避難等の日にかかわらず、原則として本件事故発生時である平成23年3月11日となります。

但し、緊急時避難準備区域内に住居がある子ども、妊婦、要介護者、入院患者等であって、平成23年6月20日以降に避難した者及び特定避難勧奨地点から避難した者については、実際に避難した日を始期とします。

終期は、避難指示等の解除等から相当期間経過後となり、これ以後に生じた精神的損害は、特段の事情がなければ損害となりません。

但し、東京電力は、中間指針の基準によらず、本件事故発生から6ヶ月経過後であっても、平成23年9月1日から平成24年2月29日までの精神的損害として、月額5万円から、月額10万円または12万円とする旨、取扱いを変更しています。

また、原子力損害賠償紛争解決センターの総括基準によれば、通常避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、中間指針の目安額よりも増額することができるとされており、その具体的な例として、「身体または精神の障害があること」が挙げられています。

問：仕事を休んだ期間の賠償や、失業したことの損害を賠償してもらえますか。

回答：ともに賠償の対象となります。

解説：

(1) 休業損害（仕事を休んだことの賠償）

原則として事故前の収入の減少分が賠償の対象となります。

(2) 失業による損害

勤務先が警戒区域であり倒産して失業したという方の場合、失職しなければ得られたはずの賃金や減収分、退職金差額等が賠償対象と考えられます。

現状で多くの避難者が雇用の機会が与えられず失業状態を強いられ、再就職、復職は困難です。

他方、警戒区域が解除されて市民生活や経済社会の一定の復旧がなされた場合でも再就職せずに定年時点までの賃金や退職金が全て賠償されると安心できるものでもありません。

地域が復興した場合はもちろんですが、仮に警戒区域が解除されずに地元に戻ることが出来なかった場合でも、再就職が不能であるような事情のない場合は、一定の期間で失業賠償も認められなくなる可能性は有り得ます。

問：物に関する放射能検査費用は賠償されますか。

回答：賠償の対象となります。

解説：

中間指針によれば、対象区域内にあった商品を含む財物に関する検査費用については、原則として、所有者等が負担した検査費用(検査のための運送費等の付随費用も含む)が損害として認められるとされています。

例えば、食品であれば、体内に取り込むため、平均的・一般的な人の認識を基準とすれば、体内被曝を心配し、検査をするのは合理的であると認められることとなります。

問：避難対象区域ではない地域で、放射線量が高い地域から自主的に避難した人の損害について賠償されますか。また、避難をせずそのまま滞在し続けた場合に賠償されますか。

回答：

県北（福島市など）や県中（郡山市など）や浜通り（いわき市など）の一定の地域（自主的避難等対象区域）において、妊婦や18歳以下で1人40万円、その他の大人は同8万円が平成23年12月6日の中間指針追補で認められました。もっともその内容には批判もあります。

解説：

平成23年12月6日の中間指針追補（自主的避難等に係る損害について）は、避難指示等に基づかずに、避難指示等の対象区域の周辺地域で行った避難及び当該周辺地域において、自主的避難をせずにそれまでの住居に滞在し続け、これら避難をしなかった者が抱き続けたであろう恐怖や不安を斟酌し、以下の損害額を目安としました。

#### (1) 対象地域

##### ① 自主的避難等対象区域

福島県内の23市町村

福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、郡山市、須賀川市、田村市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、相馬市、新地町、いわき市のうち、避難指示等対象区域を除く区域。

##### ② 対象外となった地域

白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、埴町、鮫川村、会津若松市、喜多方市、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町、下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町

なお、元々の避難指示等の対象市町村は次の地域

南相馬市 広野町 檜葉町 富岡町 川内村 大熊町 双葉町 浪江町 葛尾村 飯舘村（田村

市は一部対象地域あり)

## (2) 対象者

自主的避難等区対象区域内に生活の本拠としての住居があった者。本件事故発生後に住居から自主的避難を行った場合、当該住居に滞在を続けた場合、本件事故発生時に自主的避難等対象区域外に居り引き続き同区域外に滞在した場合を問わない。

また、本件事故発生当時避難指示等対象区域内に住居があった者で、上記中間指針の精神的損害の賠償対象とされていない期間並びに子供、妊婦が自主的避難等対象区域内に避難して滞在した期間も、自主的避難等の対象者の場合に準じて対象となる。

## (3) 損害項目

以下の損害のうち一定の範囲が賠償すべき損害となる。

### ① 自主的避難者

i) 生活費の増加費用 ii) 精神的苦痛 iii) 避難・帰宅に要した移動費用

### ② 同区域に滞在を続けた者場合

i) 精神的苦痛 ii) 生活費の増加費用

## (4) 損害額

上記(3)の①及び②につき、合算した額を同額として、損害額を算定する。

### ① 子供及び妊婦

本件事故発生から平成 23 年 12 月末まで 1 人 40 万円を目安とする(平成 24 年 1 月以降については今後、必要に応じて検討される)

### ② その他の自主的避難等対象者

本件事故発生当初の時期の損害として 1 人 8 万円を目安とする

### ③ 本件事故発生時に避難指示等対象区域に住居があった場合

中間指針の避難指示等による精神的損害の賠償対象とされていない期間は、上記①、②の金額が、その対象期間に応じた目安であることを勘案した金額とする。

子供、妊婦が自主的避難等対象区域内に避難して滞在した期間については本件事故発生から平成 23 年 12 月末までの損害として 1 人 20 万円を目安とし、中間指針追補の対象となる期間に応じた金額とする。

中間指針追補は、個別具体的な事情に応じて、以上の損害項目以外の項目が賠償の対象となる場合や異なる賠償額が算定される場合が認められ得るとしてあります。

## (5) 2011 年 12 月 6 日の審査会による自主的避難者の賠償指針についての批判

同指針については、以下の批判があります。

- 損害額が低すぎるので高くすべき
- 少なくとも福島第一原子力発電所から 80km 圏内となる部分がある市町村及び 3 か月当たり 1.3mSv を超える放射線が検出された地域からの避難によって生じた損害については、賠償を行うべきである。
- 自主的避難者の場合でも、職場・学校等の諸事情から家族の離散の生活を強いられ、

生活費が二重に掛かり、住み慣れた地域を離れて周囲に友人もなく、家族離れ離れの不安な生活を強いられるなど精神的苦痛が著しい。このようなことは、「特別な事情」どころか、自主的避難者の多くに共通する苦難と言ってよい。

そうである以上、生活費の増加や精神的損害の額が総額で8万円が目安などという指針の考え方は、およそ賠償を否定しているに等しく、根本的に改められるべきである。

(6) 以上のような批判を受け、その後東電は、県南地域（白河市、西郷村、矢吹町、泉崎村、中島村、棚倉町、埴町、矢祭町、鮫川村）について、妊婦や18歳以下で1人20万円、その他の大人は同4万円を支払うことを決め、その後、福島県が基金から妊婦や18歳以下で1人10万円を支給することになりました。また、会津地域については福島県から妊婦や18歳以下で1人20万円、その他の大人は同4万円がそれぞれ支給されることも併せて決められました。

問：対象区域外（避難対象区域及び自主的避難等対象区域以外）の住民の自主避難費用、検査費用は賠償されますか。

回答：賠償の対象となり得ます。

解説：

合理的かつ相当であると判断される範囲の損害であると立証されれば、対象区域外に生活の本拠のある者の自主避難によって生じた損害も認められる可能性があります。

特に、体内被曝の影響を受けやすい、妊婦や子どもについては、自らの身体が放射性物質に曝露したのではないかと不安感を抱き、この不安感を払拭するために検査を受け、また避難をすることも合理的な行動であると考えられ、避難費用や検査費用について、対象区域内外で差異を設ける合理性はないものと思われま。

この点、政府の閣僚が自主避難にかかる実費について認められるべきであると発言したことがありますので、今後の推移を見守るべきであります。

この点、原子力損害賠償解決センターの総括基準によれば自主避難にかかる実費について①自主的避難を実行したグループに子供又は妊婦が含まれていたかどうか、②自主的避難の実行を開始した時期及び継続した時期、③当該各時期における放射線量に関する情報の有無及び情報があつた場合にはその内容、④当該実費等の損害の具体的内容、額及び発生時期などの要素を総合的に考慮して評価されるべきであるとされています。

問：宅地・家屋など不動産の価値が減った分について賠償を受けることができますか。

回答：少なくとも避難等区域内の不動産については賠償されますが、賠償割合については区域によって差があります。

解説： 政府が平成24年7月20日に指針を示しましたので、あとで説明します。

問：警戒区域内に住宅を持ち、住んでいましたが、まず地震直後の津波で住宅が流された後に、原発事故による政府の避難指示により福島県外に避難しました。避難費用や慰謝料などの賠償を東電から受けることができますか。

回答： 避難と原発事故との因果関係は明らかですので賠償が受けられるべきであると考えます。

解説：

東電は避難は津波が原因であるとこれを否定しますが、原発事故がなければ自宅の近隣に避難するのが通常であり、避難と原発事故との因果関係は明らかであると考えます。この点、中間指針は「地震・津波による損害は賠償対象とならない」としつつも、津波と原発事故との区別がつきにくいケースについて、「証明を被害者に強いるのは酷」として東電に柔軟な対応を求めています。東電の対応は指針の趣旨に反するものと言わざるを得ません。

問：政府が平成 24 年 7 月 20 日に「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方」を公表したと聞きましたが、この内容について教えてください。

回答と解説：

政府は、平成 24 年 7 月 20 日に、避難指示区域の見直しに伴い被害を受けた自治体、住民の方々の意見や実情を聞き、これを可能な限り賠償基準に反映するべく東電と調整を進めてきたとした上で、避難指示区域の賠償基準の考え方について公表するに至りました。

この賠償基準の考え方は、原発事故被害者の賠償請求に極めて大きな影響を与えるものと考えております。その内容は多岐にわたりますが、大きく避難指示区域における各賠償項目の考え方、旧緊急時避難準備区域等における賠償の方針に分けられますので、以下、分けてご説明いたします。

## 1 避難指示区域における各賠償項目の考え方

### (1) 不動産（住宅・宅地）に対する賠償

#### I 基本的な考え方

- i. 帰還困難区域においては、事故発生前の価値の全額を賠償。  
居住制限区域・避難指示解除準備区域は、事故時点から 6 年で全損として、避難指示の解除までの期間に応じた割合分を賠償。  
避難指示解除が事故後 6 年以降であれば全損とし、4 年であれば 6 分の 4。
- ii. 解除の見込み時期までの期間分を当初一括払い。見込み期間超過分は追加賠



償。見込み時期については、居住制限区域は事故時点から3年、避難指示解除準備区域は2年。

## II 事故発生前の価値の算定

### i. 土地

宅地については固定資産税評価額の1.43倍

### ii. 建物

住宅については、固定資産税評価額を基に算定する方法と、建築着工統計に基づく平均新築単価を基に算定する方法を基本とし、個別評価も可能とする。

### iii. 住宅の修復費用

早期修繕の要望に応え、建物の賠償の一部前払いとして、建物の床面積に応じた修復費用（1㎡あたり1.4万円）を速やかに先行払いする。

## (2) 家財に対する賠償

家族構成に応じて算定した定額の賠償とする。詳細は下表のとおり。（万円）

世帯人数		1名	2名	3名	4名	5名		
大人	1名	2名	2名	3名	2名	4名	3名	5名
	子ども	—	—	1名	—	2名	—	2名
帰宅困難区域	325	595	635	655	675	715	735	775
居住制限区域 避難指示解除準備区域	245	445	475	490	505	535	550	580

## (3) 営業損害・就労不能損害に対する賠償

### I 営業損害・就労不能損害の一括払い

従来の一定期間ごとにおける実損額を賠償する方法に加え、一定年数分の営業損害、就労不能損害を一括で支払う方法を用意する。

i. 農林業 5年分

ii. その他の業種 3年分

iii. 給与所得 2年分

iv. 漁業については検討中

### II 営業・就労再開等による収入は差し引かず。

営業損害および就労不能損害の賠償対象者が、営業・就労再開、転業・転職により収入を得た場合、一括払いの算定期間中の当該収入分の控除は行わない。

### III 事業再開費用等

必要な追加費用とするほか、一括払い対象期間終了後の風評被害も別途賠償の対象とする。

#### (4) 精神的損害に対する賠償

I 平成24年6月以降の精神的損害について、  
帰還困難区域で600万円、  
居住制限区域で240万円（2年分）、  
避難指示解除準備区域で120万円（1年分）  
を標準とし一括払いを行う。

II 解除の見込み時期がiの標準期間を超える場合には、新たな解除見込み時期に対応した期間分の一括払いとし、実際の解除時期が見込み時期を超えた場合には超過分の期間について追加支払い。

## 2 旧緊急時避難準備区域等における賠償の方針

### (1) 住宅等の補修・清掃費用

30万円の定額賠償。これを上回る場合は実損額に基づき賠償。

### (2) 精神的損害・避難費用等の賠償

中学生以下の年少者の精神的損害について月額5万円として平成25年3月分まで継続。  
全住民について、通院交通費等生活費の増加分として、平成25年3月分までを一括して一人当たり20万円を支払う。

### (3) 営業損害・就労不能損害の賠償

営業損害については平成25年12月分まで、就労不能損害（勤務先が避難指示区域外の場合）については、平成24年12月分まで継続するとともに、一括払いの選択肢を用意する。

### (4) 早期帰還者等への精神的損害の賠償

早期帰還者・滞在者については、避難継続者との賠償の差異を解消する観点から、遡って支払いを行う。

### (5) 旧屋内退避区域への対応

旧屋内退避区域及び南相馬市の一部については、避難継続者に対して平成23年9月末まで精神的損害の賠償金が支払われていたことから、早期帰還者及び滞在者に対してもその間の精神的損害の賠償について遡って支払いを行う。また、家屋の賠償、営業損害等についても、旧緊急時避難準備区域の考え方に準じた扱いとする。

## 第三章 請求の方法(手続)

問：請求の方法は東電に書類を提出して支払いを待つということですか（請求の方法の種類の説明）。

回答：東電への請求以外にも和解仲介申立や民事訴訟などの方法があります。

解説：以下の方法が考えられます。

①東電に対する本人による直接請求

当初、膨大な請求書面が批判を受けていましたが、簡単ガイドが作成され、若干請求しやすくはなっています。もっとも、加害者が賠償額を定めるという特異なもので、基本的には賠償の最低基準である中間指針の枠を超えないものであり、賠償額が低額化する傾向があり、完全賠償の実現が期待できません。

②東電に対する代理人による請求

①と同様ですが、書類作成の手間が軽減されます。もっとも一定の弁護士費用を負担する必要があります。

③原子力損害賠償紛争解決センターに対する和解仲介（ADR）申立

詳細は後述のとおりです。

第三者委員による和解の仲介がなされることから、被害者側の主張を一定程度汲んでもらえる可能性があります。申立手続は簡単な書式が日弁連で用意されています。期日への出席もありえますが、センターが東京と郡山に限られてしまっている点は問題です。但しこれら以外の市町村にも出張することがあり得ます。和解仲介案に対し不服であれば拒否することが可能です。東電も拒否することが理論上は可能ですが、基本的には東電が和解案を受け入れることが期待されています。なお弁護士に依頼する場合は②と同様です。

④集団請求

同じ環境にある被害者による集団請求が考えられます。同様の問題を抱えた人の請求書は同様の書き方で済むため、悩まず申し立てることが可能です。

⑤訴訟

東電の賠償基準やADRの和解仲介案に不服がある場合に行うことになります。裁判所による判断であり、その結果は東電を拘束するという強い効力を持っています。もっとも、時間や費用がかかります。また、東海村の臨界事故の事例を見ると、余り良い判断はなされていないのが現状です。

⑥その他

問：「原子力損害賠償紛争解決センター」ってどのようなものですか。

回答：東電とは別の、損害賠償に関する和解の仲介を行う期間です。

解説：

原子力損害賠償紛争審査会による和解の仲介を迅速に行うべく、平成 23 年 7 月 27 日、原子力損害賠償紛争審査会の組織等に関する政令の一部を改正する政令が公布、施行され、原子力損害賠償紛争解決センター（ADR、以下「原子力紛争解決センター」という）が

設置されることとしました。原子力損害賠償紛争審査会の委員の数が10人以内とされているため、審査会に特別委員等を置く等の措置を講じるというものです。

原子力損害賠償紛争審査会が行う和解の仲介の手続きは、事件ごとに1人又は2人以上の委員又は特別委員によって実施することとし、2人以上の仲介委員が和解の仲介の手続を実施する場合には、当該和解の仲介の手続上の事項は、仲介委員の過半数で決することとなっています。

なお、「裁判所以外の紛争解決機関」のことを英語で「Alternative Dispute Resolution」といい、「ADR」と略しています。

原発賠償の話で「ADR」とか「原発ADR」と言う場合は、政府が設置した「原子力紛争解決センター」の和解仲介手続きことを指していると理解して下さい。

#### 紛争解決センター事務所の所在地など

##### 【福島事務所】

〒963-8811 福島県郡山市方八町 1-2-10(郡中東口ビル 2階)

原子力損害賠償紛争解決センター 福島事務所

##### 【東京事務所】

〒105-0004 東京都港区新橋 1-9-6(COI 新橋ビル 3階)

原子力損害賠償紛争解決センター 東京事務所

##### 【お問い合わせ先】

原子力損害賠償紛争解決センター

電話番号：0120-377-155（平日 10時から 17時）

※聴覚に障がいのある方その他、電話によるお問い合わせが困難な特段の事情がある方は Eメールにて下記のアドレスまでお問い合わせくださいとHPで記載されています。

Eメール：chukai@mext.go.jp

問：「原子力損害賠償紛争解決センター」の申立てにあたって費用はかかりますか？

回答と解説：

申立て・和解の仲介に関する手数料は不要の扱いです。

ただし、紛争解決センターに提出するための書類の作成費用、郵送費用、期日出席のための交通費、弁護士等の専門家に依頼した場合の費用などは当事者各自の負担です。

問：避難が続いている以上、途中で請求してお金をもらってしまうと、示談になってその

あとは請求出来なくなるのではないですか。

回答と解説：

期間、損害費目を区切り、これ以外に請求する可能性があることも明示し、合意書の追加請求不可の記載も内容に注意すれば、後に請求できなくなるという事態を避けることができます。

原子力損害賠償手続については、通常事件より弁護士費用が低額になる可能性が高いので、不安であれば弁護士への依頼をお勧めします。

問：双葉町の方は自治体が弁護団に賠償請求実務を委託してくれたと聞きましたが、他の地域の住民は同じように出来ないのでしょうか。

回答：

双葉町と同様にはできません。但し、現在福島県を含む各地に弁護団ができておりますので、こちらに委任することが可能です。

また、福島県弁護士会の原子力発電所事故被害者救済支援センターを通じて弁護士の紹介を受けることも可能です。

解説：

双葉町については、双葉町の肝入りで双葉町弁護団が立ち上がりました。

しかし、厳密な組織ではなく各地の弁護団等の緩やかな連合体というのが実情であります。今後については双葉町弁護団において説明会兼個別相談会を開催し、原則として「原子力損害賠償紛争解決センター」の申立ての助力をするとともに、同申立を双葉町弁護団所属の弁護士に依頼した場合の着手金2万円のうち1万円を双葉町が補助するという制度です。

他の市町村においては双葉町と同じような制度は存在しませんが、現在福島県を含む各地に弁護団ができておりますので、こちらに委任することが可能です。また、福島県弁護士会の原子力発電所事故被害者救済支援センターを通じて弁護士の紹介を受けることも可能です。

問：弁護士に賠償の件を一任してしまうと面倒でなくなると思うのですが、弁護士に支払う費用はどうなるのですか。

回答と解説：

弁護士に支払う費用は原則として個々の弁護士によってまちまちです。

もっとも、被災者支援のため、福島県弁護士会の原子力発電所事故被害者救済支援センターを通じて個別に弁護士を依頼して東京電力への直接請求またはADR申立を行う場合

には、法テラスの民事法律扶助の資力要件を満たす方についてはその利用が推奨されており、この場合、着手金 36,750 円、実費 10,000 円ですが、報酬は 2.1%（消費税込）と通常事件より安くなっております。

また、多くの弁護士では、概ね、受任時に費用として 10,000 円、報酬として 5.25%（但し訴訟による解決の場合 10.5%）とされているようであり、こちらも通常事件よりも安くなっております。

なお、原子力損害賠償紛争解決センターの総括基準によれば、和解により支払を受ける額の 3%を賠償の目安としておりますので、同センターの和解仲介手続（ADR）を利用した場合には、支払額の 3%の弁護士費用が認められる可能性があります。

### 【被災者無料相談制度】

被災者の弁護士相談は無料（3回まで）になりました！

平成 24 年 3 月 23 日に、「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律（震災特例法）」が成立し、4 月 1 日から施行されています。3 年間だけの法律です。

今までは保有している預金の額によっては法テラスを利用することのできない被災者もいましたが、この法律により、平成 23 年 3 月 13 日時点で被災地に居住していた方であれば、仮に震災と関係のない悩みでも弁護士に対する法律相談が 3 回まで無料になりました。

問：結局のところ、今後どうしたらいいのでしょうか？

回答：

一人で悩み込まないで、信頼できる福祉支援者等と話し合いながら、専門的な部分については、弁護士のアドバイスを受けながら進めていくことをお勧めします。

「障がいを持つ人、一人ひとりに対応してくれる相談員が欲しい」「一人では書けないので、書き込んでくれる人が必要」等の声に応えられるような体制をどうしていくか、被災者支援に関わる関係団体、専門団体等がさらに協力して構築していくべき課題であると現状では言わざるを得ません。

## 第四章 各種 窓口情報

### 事件を受ける弁護士

福島県弁護士会 原子力発電所事故被害者救済支援センター

TEL：024-533-7770（平日 10:00～15:00）

（つながりにくいこともあります。御了承ください。）

URL : [http://business3.plala.or.jp/fba/sinsai\\_soudan/pdf/kyusaisien.pdf](http://business3.plala.or.jp/fba/sinsai_soudan/pdf/kyusaisien.pdf)

① 福島県弁護士会原子力発電所事故被害者救済支援センター本部

受付時間 (平日 10 時～15 時)

専用電話 024-533-7770

相談希望を受付後、相談担当弁護士をご紹介します。

② 福島県弁護士会原子力発電所事故被害者救済支援センター南相馬出張所

所在地 : 南相馬市原町区橋本町三丁目 34-9

**南相馬出張所【相談方法】**

**1 電話相談について**

福島県弁護士会原子力発電所事故被害者救済支援センター南相馬出張所では、被害者の東京電力に対する損害賠償の相談に応じます。

月曜日から金曜日は弁護士が駐在していますので、面談での相談を希望される方は事前に予約して下さい。

無料電話相談 (弁護士が直接電話に出ます)

平日月曜日から金曜日、午後 2 時～4 時

受付電話番号 : 0244-26-9803

**2 無料面談相談**

平日月曜日から金曜日、午前 10 時～12 時

予約のある方が優先になりますが、予約がない時間帯であれば、予約なしの方もお受けします。

予約受付電話番号 : 024-533-7770

(原子力発電所事故被害者救済支援センター事務局)

**電話相談窓口**

**福島県弁護士会 震災・原発無料電話相談**

実施日 : 平日 14 時～16 時

電話番号 :

福島 : 024-534-1211

郡山 : 024-925-6511

会津若松 : 0242-27-2522

いわき : 0246-25-0455

## 後編 障がい者特有の話

### 第一章 障がいのある人特有の問題

問：未成年の子どもの分の請求は親が出来ますか。

回答：できます。

解説：障がいの有無とは関係なく、未成年者の賠償請求手続は父母が行います。

民法で父母が法定代理人とされています。

問：知的または精神に障がいのある成人の分の請求を親や事業所が出来ますか。

回答：親や事業所の支援員は手続きを「手伝う」ことはできますが、本人になり代わって請求して受け取ることは出来ません。

解説：

未成年の場合は親が法定代理人ですが、子どもが成人（20歳）に達したときから法定代理権は消滅し、本人が請求し、賠償金を受領することになります。

しかし、最重度、重度の知的障がい者・精神障がい者などの場合、難しい損害賠償の内容を理解することはなかなか困難です。そこで次のことが考えられます。

#### [成年後見制度の利用]

今回の賠償の問題に限らず、親も年をとっていく以上、本人の財産管理や生活について成年後見人（保佐人含む）をつけて権利を擁護する方法が考えられます。

成年後見人は本人の賠償請求権を代理しますので成年後見制度を利用すれば東電の賠償請求の手続きも成年後見人の仕事になります。

とはいえ、成年後見制度は東電の問題だけのために使うことは出来ない原則として一生の問題になります。本人より早く高齢化する親が成年後見人になることは望ましいことではなく、弁護士等の専門家になるべきですが、本人の収入・資産から後見人報酬を支払う原則になっている点など（地域により報酬助成制度がありますが不十分）利用の前に検討すべき点も多く、地元の弁護士会の高齢者・障がい者権利擁護センター等に相談されることをお勧めします。

#### [親や支援者の手続きの説明の補助、代筆]

本人の利益と意思に合致していることが大前提ですが、噛み砕いた説明を受けても損害賠償について理解が難しい方、文字を書くことが困難な方などの場合、ご本人の了解を得た上で家族や事業所の支援員等が代筆することも事実上はやむを得ない場合があると思われます。

家族・支援員・代筆者等が不十分な理解で本人の権利を損なうことのないように専門家



等に十分相談しながら手続を進める慎重さが求められます。

問：就労継続A型で働いていましたが工場が半年間閉鎖されて給料をもらえませんでした。賠償してもらえますか。

回答：賠償を受けられます。

解説：

障害者自立支援法でいう就労継続A型事業所（かつての「福祉工場」など）で働く人は事業所と労働契約を締結して労働法上の労働者として賃金を受けています。そのため、一般の労働者と同じく、原発事故に起因して休業や失業した場合、その減収分は賠償の対象となります。

問：就労継続B型（作業所）での工賃は賠償の対象ですか。

回答：対象となると考えます。

解説：

いわゆる「福祉的就労」と呼ばれる共同作業所・就労支援センターなど障害者自立支援法での就労継続B型や地域生活支援事業での地域活動支援センター等（以下便宜上「福祉作業所」といいます）で軽作業を行うなど「はたらく」ことで得られる「工賃」は、現行法体系のなかで、「労働者の得る賃金」と同じ扱いとは言えません。

例えば、原発事故の影響で工賃の支払いがなくなったからと言って、ハローワークで失業保険の対象とはなっていません。

しかしながら、あくまで、損害賠償においては、加害企業の行為により被害者である利用者の工賃が失われたことは損失に他ならず、損害賠償の対象になるはずです。

問：福祉作業所の工賃について、事業所がまとめて請求して利用者に分配することは出来ますか。

回答：利用者の同意（原則として書面が必要でしょう）がある場合に可能と思われます。

解説：

これを一般の法律上の労働者の場合の対比で考えてみます。原則的には次の考えとなります。

原発事故により就労不能となり、各労働者が得るはずだった賃金の損失は各労働者の持つ権利ですので、雇用主が労働者の了解を得ずにその分の売り上げ減少分を東電に請求することは出来ません。

しかし、労働者側が雇用主からの不当な圧力などなく真意に基づき了解をして東電に対

する職員への賃金分も併せて請求する権限を雇用主に委託して、雇用主が東電から受領した分を職員に賃金相当分として配分することも例外的には有り得ないことではありません。

福祉作業所の工賃についても、各利用者が個別に請求することが困難なことから、利用者から委任を受けて事業所がまとめてその分も東電に請求することは、賃金の場合以上に有り得るやり方かもしれません。

但し、そのようなやり方を行うならば、そのことを十分に利用者とそのご家族に文書や説明会等で説明して了解を得て、あくまで利用者の利益と意向に基づくやり方で行うことが必要です。東電側にもその趣旨を正しく文書で伝えておく必要があります。

また、福祉の分野でも利用者の権利を損なう不祥事、障がい者に対する経済的な搾取等の事件は少なくありませんので、その実施が第三者からも公正とみられるように弁護士等の助言も受けながら透明性をもって進めることが望ましいと思われまます。

問：避難に伴い介護や支援の時間が増加しました。その損害は誰かに請求出来ますか？

回答：東電に請求可能です。但し、前編第二章で解説したように審査会の指針では、そのような特別の事情を特に立証できた場合に限り加算が可能であるとされています。紛争解決センターにおける実際の和解案でも避難に伴う慰謝料の増額が認められた事例が出てきています。また、避難生活が原因で支払わなければいけない介護費用の実費も損害として別途請求可能です。これらの加算が認められるためには、障がい者ならではの生活上の不利益・苦難の実情を書面で説明することなどが必要となります。

解説：

避難所、仮設住宅、借り上げ住宅等、生活環境が激変し、従来暮らしていた居宅等で築いてきた生活スタイルが破壊されました。

例えば、視覚障がいの方は長年通い馴れることで一人で白杖で歩けるルートだったけれどそれもままならなくなり、ガイドヘルパーなくしては外出も出来なくなり、人間らしい生活が出来なくなり、介護の費用もかさみ、周囲に知り合いも少なく、家の中で塞ぎこむことも多くなって毎日が苦痛である。そんな状態の方は多くいらっしゃると思います。

それらの介護費用の増加、避難生活に起因して新たな社会的な障壁と闘うことを余儀なくされる苦痛は障害のある人ならではの損害です。

それらの個人ごとに直面した被害の事情を説明して、被った個別の事情に見合った損害賠償を受ける権利があるはずです。

審査会のいう「特別な事情を立証した場合に限り賠償の加算が認められる」という説明に当てはまる事項です。

紛争解決センターが、和解案作成の基準としている「統括基準」では、身体または精神の障害があること、要介護状態にあること、それらの者の介護を日常的に行ったことにより、通常の避難者よりも精神的苦痛が大きい場合は、避難に伴う慰謝料を増額することが

できるとされています。

実際の事案でも、紛争解決センターは、身体に障害がある方に対して、中間指針の目安額（月額 10 万円、避難所で生活していた期間は月額 12 万円）から 2 割増額した額を賠償額として和解案を提示したものがあります。

また、避難所で、一日 10 数回も介護の必要な実母のトイレの付き添いのために屋外トイレにその都度 1 時間程度待たされ続けた方に対し、慰謝料を月 16 万円に増額した和解案も提示されています。

このような慰謝料の増額とは別に、避難に伴って実際の介護費用が増えざるを得なかった場合は、上に挙げた精神的苦痛を原因とする慰謝料とは別に、その実費増加分を請求できます。

とはいえ、東電も紛争解決センターも、賠償問題を早く解決したいことから、画一的な基準で処理をして、障がいに伴う様々な困難、苦痛を無視して、賠償請求をは指針の基準内に収めようとするのが危惧されます。

したがって、そのような画一的な基準で収められないようにするために、障がい者本人またはその家族が、自分たちが特別な事情があるということを、加害企業である東電や紛争解決センターに納得させなければいけません。しかし、障がい者個人が、これらの事情を説明したり文書を作ったりするのはなかなか大変です。

そこで、周囲の支援員なども賠償問題に理解を深めて頂き、共に悩みながら助言、協力しあって賠償問題に取り組むことが必要と思われまます。

弁護士会も出来る限りの努力は致しますが、全ての被害にあった障がいのある方へのマンツーマン対応までの体制は難しいのが現状と思われまますので、福祉の分野の支援員・相談員・社会福祉士等の福祉専門職など各位が互いの専門性の長所を活かしながら協力して進めていくことが今後さらに必要と思われまます。

問：介護の必要時間の増加を行政に請求することは出来ますか？

回答：出来ると思われまます。

解説：

介護の増加という問題で、原発から約 50 キロ地点付近の田村市に居住する 40 代の脳性まひの女性が避難に伴う障害者自立支援法の介護支給量の増量申請が市から却下されたため、県に審査請求（不服申し立て）を申立て、2011 年 12 月 27 日に福島県は「市の調査が不十分」として却下処分を取り消したという事件があります。

このように障がいのある人は、障害者自立支援法等の公的な支援制度に基づき行政に対して原発事故を含む災害に起因する必要な介護・支援を求める公的な権利があります。

他方、東電の原発事故に起因している介護費用の増加を直接東電に対して賠償請求することも認められるべきです。公的な負担を増加した部分を行政が東電に求償請求すること

も可能と考えられます。

但し、障がい者が同じ期間の同じ介護費用を東電と行政に二重請求は出来ないと思われます。

問：自閉症の20歳の息子がいて、避難所での共同生活が出来ないため、自家用車の中で家族みんなが震災後2週間過ごしました。そのような家族の精神的な苦痛は賠償してもらえるのですか。

回答：個別的な精神的損害として家族も本人も賠償請求出来る应考虑すべきです。

解説：

このような事態は大きく報道されましたし、福祉関係者からも沢山あった事態であると聞いています。

生活環境の変化が苦手な発達障がい者にとって原発事故による生活の激変は耐え難い精神的苦難であり、そのために家族も一緒に狭い空間での非人間的な生活を強いられた以上、ご家族の精神的な損害にも当たりますので、それらは、審査会の示している「目安」を超えて適切に評価されて賠償されるべきです。先に示した統括基準でも、避難生活への適応が困難な客観的事情と認められる事情があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きいと認定されている場合に慰謝料の増額をすることができるとされています。

問：精神障がいの家族が避難生活の影響で生活環境が変わって不安になったようで突然泣き出したり、暴れたり、症状が悪くなりました。本人と家族に対する賠償はされますか。

回答：されるべきです。

解説：

そのために必要になった診療代、薬代等の実費はもちろん、本人の障がいの悪化、心身症状の悪化という大きな苦痛であり、原発事故による個別的な損害ですので、症状や障がいの悪化に伴いご家族による世話、支援などの労務提供や精神的負担が増えたことの個別事情を合理的に説明できれば、それらは、審査会の示す「目安」を超えて、適切な金額が本人及び家族に賠償されるべきです。

問：着の身着のまま避難してきたので、補聴器、車いすなどの補装具を家に忘れてきてしまいました。避難先で新たに購入したのですが、この費用は賠償されますか。

回答：賠償の対象となります。

解説：

生活費の増加分については、慰謝料とは別に算定して賠償額に加算するのが紛争解決センターの方針となっています。原発事故では、多くの人たちが急な避難を迫られ、補聴器などの補装具も持って行くことができなかった例が多いと聞いています。

しかも、このような補装具はすぐに再購入しないと生活に重大な支障を来しかねません。そのため、新たに補聴器を購入することは必要不可欠な行為であり、賠償の対象となります。問いに挙げた補装具の他にも、視覚障がいの方が読み上げソフト等をインストールしていたパソコンなども新たに購入した場合は賠償の対象になると考えられます。

問：帰還困難区域に障害をもつ家族と一緒に住んでいるのですが、避難先に家を購入してそこで生活することにしました。購入した家の浴室をバリアフリー仕様に改造する等のリフォームを考えています。このリフォーム費用は賠償の対象となりますか。

回答：必要かつ適切なものであれば、賠償の対象とされるべきです。

解説：

今回の事故で、元の場所に戻るのではなく、新たな場所で生活を始めようとする方も多くいると思います。

原発事故によりやむなく住む場所を変えることになっても、バリアフリーな暮らしは維持されるべきです。そうでなければ、「可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられない」（障害者基本法3条2号）とする法の基本理念に反します。

したがって、問いのような場合であっても、適切なリフォーム費用であれば、東電に対する賠償対象とすべきと考えています。

問：日弁連は、障がいのある人の特有の問題を賠償に反映させることについて、どのような考えで臨んでいますか。

回答：平成24年4月3日に会長声明を出し、政府と東電に対し、原発事故で被害を受けた障がい者に対して特別な配慮をするように求めています。

解説：

今まで述べてきたとおり、障がいのある人にとっては、東電の請求書や、国の中間指針などの画一的な基準には収まりきらない、特別な事情が数多く存在します。日弁連としても、JDFとの協力のもと、障がい者の被害実態の把握に努めてきましたが、障がいのない者に比べて格段に損害の程度が大きく、複雑であるケースが多く見受けられました。しかしながら、原発事故の被害が地域的にも広範であり、被害者があまりにも多数であったため、障がいのない人の典型的な賠償問題が先に取り上げられてしまい、障がいのある人の被害実態については今まで十分な検証、配慮が行われてきませんでした。

そこで、日弁連は、中間指針で触れられていない事柄についても、個別の事情があれば、原発事故による損害であるということを前提に、政府に対してはJDFを初めとする関連団体の協力を得たうえで、障がい者等の被害実態を早急に把握し、必要な施策を講じることを求め、東電に対しては、深刻な被害実態があることを重大な問題として受け止め、とりわけ自ら声を上げにくい障がい者が訴える被害に関し、画一的な基準にとらわれずに柔軟に対応し、速やかに適切な賠償を行うことを求める会長声明を出しました。

問：東電の賠償の書式に点訳版はありますか。

回答：問合せたところ、点訳版の用意はないという回答でしたので、日弁連は用意するように強く求めています。

解説：

点訳を情報取得の方法とする視覚障がい者にとって、「墨字」の書面を配布しただけでは、賠償に関する説明が東電からなされないことを意味します。

平成23年8月5日に施行された改正障害者基本法第3条第3号は「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。」と規定しています。

この法律を守るべき義務・責務のある機関は原則として国と地方公共団体ですが、第4条は第1項で「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。」としており、民間会社であっても、障害を理由とした権利の侵害は禁じられており、同条第2項では、障がい者に対する社会的障壁の除去について合理的な配慮をするべきことが規定されています。

今回の東電の市民に対する責任の重大性と改正障害者基本法の趣旨に鑑みると、視覚障害者に対する賠償の説明文書に点訳版を全く用意しない東電の対応は問題があると言わざるを得ません。

日本弁護士連合会も、東電に対し、損害賠償請求書に、ルビ版、点字点訳、音声反訳、電子データなど、障がい者を有する人が読むことのできる請求書を用意することや、損害賠償手続きにおいて、電子データなどによる説明書の交付、手話通訳などの訪問支援や窓口対応など、障がい特性に応じた情報伝達方法による情報提供を求める旨の2012年3月14日付け要望書を提出しています。

問：紛争解決センターの書面は点訳版がありますか。手話通訳は配置されていますか。

回答：日弁連が問合せたところ、「点訳版の用意はない」「手話通訳者も配置されていない」との回答でしたので、日弁連はそれらを用意することを強く求めています。

解説：

この点も上記の解説に挙げた改正障害者基本法の趣旨があてはまります。さらに、改正障害者基本法は、国及び地方公共団体に対し、障がい者が円滑に情報を取得し及び利用し、その意思を表示し、並びに他人との意思疎通を図ることができるようにするため、障がい者に対して情報を提供する施設の整備、障がい者の意思疎通を仲介する者の派遣が図られるような必要な施策を講ずることを責務として課しています(22条1項)。紛争解決センターは公的機関なので、この責務を果たすことも遵守しなければなりません。

日弁連も、東電に対する要望と同様に、国や紛争解決センターに対しても、損害賠償手続きにおいて、電子データなどによるパンフレットや説明書の交付、手話通訳などの訪問支援や窓口対応など、障がい特性に応じた情報伝達方法による情報提供を求める旨の2012年3月14日付け要望書を提出しています。

※以後、「第二章 障がい者の慰謝料増額の目安」、「第三章 障がいに伴う特別な事情説明書モデル」が続きますが、本報告書においては割愛いたします。ご覧になりたい方は、JDFや日本弁護士連合会のホームページから「Q&A マニュアル(2012年9月12日版)」(外部リンク・PDF)をダウンロードしてご覧ください。

# あしがき

## JDF 被災地障がい者支援センターふくしま つながりの背景

被災地障がい者支援センターが活動を始めたのは、東日本大震災が起きた 1 カ月ほど後の 2011 年 4 月半ばのことであったと記憶している。障がい当事者としての活動がこれ程すばやく開始されたのは、あいえるの会の理事長はじめ、郡山市内の作業所に関わる方々のすばやい行動力と強い危機感の現れであったと思う。

この報告書をご覧になった方はお気づきだと思うが、被災地障がい者支援センターの構成団体には、きょうされん系と自立生活運動系と 2 つの系統がある。中でも、支援センターの事務局長を務めている和田さんと私とは 20 年前からの付き合いになる。

40 年近く前、私は青い芝の会で養護学校義務化反対の運動を行なっている頃、和田さんは養護学校の教員になりたてだったそうだ。当時は対立した関係にあった。その後、青い芝の会を発展的解散させてから、うつみね作業所、わーく IL と、私は作業所の活動に関わってきた。和田さんとは、その頃に知り合いになった。「郡山市小規模作業所連絡会」の代表を私、事務局長を和田さんが務めて、郡山市との交渉などを一緒に行なったこともある。今回の東日本大震災で、被災地障がい者支援センターふくしまで、きょうされんの人たちと手をつないで活動ができるのは、このような経緯があるからだと思う。

不幸中の幸いとでも言ったら良いのか、街の被害は全くの再起不能というところまではいかなかったものの、やはり今まで経験のない大きな災害であった事にはかわりない。自分の事を言わせてもらえば、「あいえる」の仲間とともに、その日は福祉センターで気功体操をしていたのであるが、建物全体が激しくゆれはじめ電気は消えるし、ケイタイのブザーは鳴るし、それまで晴れていた空は急に曇ってくるし、世の中の終わりがきたかと生きたこころがしなかった。エレベーターは止まるし建物全体が崩れるような気がして、私は誰よりも一番に騒いでいた。

私の家は棚から物が落ちたり食器がわれたり、家はなんとか無事だったので、そこで生活を続けたい気もあったが、ヘルパーさんの動くための石油が手に入らないという事と、原発事故で避難するヘルパーさんもいたりして、人手不足になり、一カ月ちかく障害者福祉センターで、私たちは集団で避難生活をしてきた。入浴は 20 日間ほどできなかつたし、様々な面で不都合があり、私は身体の調子が悪くなってしまった。たぶん、他の多くの人も身体の不具合を感じていたことだと思う。今後のことを思えば、身近なところに数多く、どんな障がい者でも活用できるバリアフリーの避難所があれば良いなと強く思うのである。ところで、全ての面で対応の遅い自分としては今もって支援センターの活動にはあまり協力していないのであるが、それでも県内の何カ所かの仮設住宅にお邪魔したり、調査の電話かけを行ったり、ほんのわずかではあるが協力をさせてもらった。公的な支援はあるものの、やはり、我々障がい者への対応はどちらかというともだまだ後回しになっているよ



うな気がしてならない。

最後になるが、原発の事も地震の事も国や県や市など、電力会社や関係機関からの役立つ情報が本当に少ないと思う。とりわけ、私たち障がい者には受け取ることのできる情報の量はさらに少なくなってしまう気がする。一番あっている言葉か分からないが、支援センターの活動に対しても、障害者に対しての対応ももっと手厚い公の支援が必要だと思うのである。

橋本 広芳

# 謝辞

---

JDF 被災地障がい者支援センターの活動は、皆様のご協力によって維持されています。

## 関係団体

- ゆめ風基金
- 東北関東大震災障害者救援本部（J I L）
- J D F 東日本大震災被災障害者総合支援本部（日本障害フォーラム）
- きょうされん（南相馬支援）
- 全国社会福祉協議会（南相馬支援）
- 日本弁護士連合会
- 福島県弁護士会
- 特定非営利活動法人 難民を助ける会
- 特定非営利活動法人 日本 NPO センター

## 助成金団体

- 赤い羽根共同募金
- 日本財団
- 公益財団法人 東日本大震災復興支援財団
- 稲森財団

## NPO 法人化に向けて

JDF 被災地障がい者支援センターふくしまは、2013 年度中に特定非営利活動法人(NPO)を取得する予定です。

今後の支援センターの活動を担う仲間になって下さる方がいらっしゃれば、以下の連絡先までお知らせください。法人化に関する情報をお知らせいたします。また、ご寄付も歓迎いたします。

〒963-8025 郡山市桑野1丁目5-17 深谷ビルB棟101号  
JDF 被災地障がい者支援センターふくしま  
TEL：024-925-2428 FAX：024-925-2429  
振込口座：ゆうちょ銀行 八二八支店 普通 0208928 白石清春

JDF 被災地障がい者支援センターふくしま 2011年2012年 活動報告書

---

発行日——2013年4月10日

編 者——白石 清春

発行者——JDF 被災地障がい者支援センターふくしま

〒963-8025 福島県郡山市桑野1丁目5-17 深谷ビルB棟101号

TEL : 024-925-2428

FAX : 024-925-2429

<http://jdf787.com/>

表 紙——さとう みかを